

令和 3 年第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 令和 3 年 9 月 9 日
- ・ 開 会 令和 3 年 9 月 9 日
- ・ 閉 会 令和 3 年 9 月 1 0 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	後 藤	忍	7 番	品 田	好 博
2 番	三 條	幸 夫	8 番	齋 藤	宏 司
3 番	上 地	史 隆	9 番	松 岡	克 美
4 番	田 中	裕 之	10 番	深 川	昇
5 番	原 本	哲 己	11 番	松 田	信 行
6 番	沢 出	好 雄	12 番	近 藤	哲 雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会教育長
代表監査委員		農業委員会会長

副町長	福祉課長
総合支所長	福祉課参事
会計管理者	産業課長
総務課長	産業課参事
総務課参事	建設課長
総務課参事	建設課参事
移住・定住支援室長	住民福祉課長
住民課長	総務課主査

生涯学習課長	生涯学習課参事
生涯学習課参事	

農業委員会事務局長	選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和3年第3回大空町議会定例会議事日程

第1号 令和3年9月9日（木） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員会審査報告

日程第3 会期の決定について

（諸般の報告）

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下 英二	教育委員会教育長	渡邊 國夫
代表監査委員	近藤 克郎	農業委員会会長	石田 正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口 明夫	福祉課長	鈴木 章夫
総合支所長	田中 信裕	福祉課参事	阿部 雅浩
会計管理者	平田 義和	産業課長	作田 勝弥
総務課長	林 敏美	産業課参事	中村 直樹
総務課参事	松川 一正	建設課長	高島 清和
総務課参事	小堀 弘樹	建設課参事	山本 純生
移住・定住支援室長	秋葉 暢康	住民福祉課長	阿部 征弘
住民課長	星加 政志	総務課主査	安念 真人

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐々木 徳幸	生涯学習課参事	村山 修
生涯学習課参事	菅野 洋治		

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充清
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	井上 透
------	------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充清
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	藤田 勉	事務局主幹	田中 学
------	------	-------	------

以上のとおり報告する。

令和3年9月9日

大空町議会議長 近藤 哲雄

諸 般 の 報 告

《令和3年7月30日～令和3年9月9日》

- | | |
|-------|--------------------------|
| 7月30日 | 第7回議会広報常任委員会 |
| 8月11日 | 第8回議会広報常任委員会 |
| 24日 | 産業建設文教常任委員会所管事務調査 |
| 26日 | 第7回総務厚生・第7回産業建設文教合同常任委員会 |
| | 第7回総務厚生常任委員会 |
| | 第7回産業建設文教常任委員会 |
| 9月 3日 | 第7回議会運営委員会 |
| 9日 | 令和3年第3回定例会 |

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

◇議 長 おはようございます。ただいまから、令和3年第3回大空町議会定例会を開会します。

◎会議の宣告

◇議 長 これから本日の会議を開きます。暑い方は、上着を脱いでよろしいです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、7番、品田好博議員及び8番、齋藤宏司議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、齋藤宏司議員。

◇議会運営委員会委員長 はい、8番。おはようございます。

議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本定例会を開催するにあたり、9月3日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議いたしました。

本定例会では、一般質問者が3人、町長から提出されております案件が22件であります。その内訳は、承認が1件、諮問が1件、一般議案が12件、決算認定が8件であります。このほか、議会提出議案も予定されております。

したがいまして、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日9月9日に開会し、9月10日までの2日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から9月10日までの2日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から９月１０日までの２日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は１２名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 行政報告

◇議 長 日程第４、行政報告を行います。山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

◇町 長 おはようございます。令和３年第３回大空町議会定例会にあたり、行政報告を行います。

６月２５日、大空町都市計画審議会を開催いたしました。マスタープランの見直しについて答申をいただきました。諸手続きを経て、今議会に提案をさせていただいた次第です。

６月２９日、航空会社訪問といたしまして、札幌市に出向きました。北海道エアシステムを訪問し、連携協定の締結について協議するとともに、路線の拡充について要請したところであります。この度、冬期ダイヤにおいて女満別丘珠の増便という喜ばしいニュースとなったところであります。

７月１日、オホーツク町村会行財政特別委員会が網走市で開催され、出席をいたしました。来年度採用の職員の試験概要について協議をし、決定したところであります。第１次試験は、９月１９日に実施する予定であります。

同日、大空町地域づくり懇談会を開催いたしました。今年度で最終年となる懇談会の設立意義などについて、委員の皆様にお話を申し上げ、まちづくり、地域の活性化へのご協力をお願いしたところであります。

７月２日は、振興局とのコロナウイルス感染症に対する意見交換会が、リモートで開催をされました。網走保健所管内の首長と振興局長との意見交換会として開催されたところであります。ワクチン接種についてが主な内容で

ありましたため、私からは、職場接種等の情報提供を北海道に依頼したところであります。

7月7日、地域住民による自助・共助の防災体制づくり事業協定書調印式に臨みました。公益財団法人B & G財団と協定を締結したところでもあります。このことに伴い財団から施設改修と併せて防災資機材の助成を受けられるほか、両者が協力して災害ボランティアの育成、訓練、避難所機能の充実を行っていくこととなります。

7月8日、ニューノーマル時代の暮らし・まちづくり研究会にリモートで参加をいたしました。先進的な図書館の事例発表とスポーツ健康づくりをテーマとした研究についての発表があり、大変興味深い内容でありました。

7月9日、東藻琴地区殉公者慰霊祭を挙行政いたしました。本年度も昨年に引き続き、コロナ対策のため遺族会役員の方など限られた案内者において、東藻琴地区において慰霊塔前にて実施をしたところでもあります。

7月9日から8月27日までの間、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしました。第35回から第37回までの3回となります。緊急事態宣言の解除に伴う対応やワクチン接種の対応、陽性確認や濃厚接触者等の相談対応について報告し、情報の共有を図ったところでもあります。

7月10日は、まちづくり模擬議会が開催されました。10人の模擬議員による議会でありまして、多くの一般質問、決議を頂戴いたしました。本議会と同様、まちづくりに繋げてまいりたいと存じます。

7月14日から16日は、北海道町村会中央要請等ということで東京にまいりました。私は、総務建設常任委員会に所属しておりまして、地方財政の強化、地方創生、防災、デジタル化、過疎対策などについて総務省に対し、また、鉄道、道路、航空、新幹線の整備などについて国土交通省に対し要請をしてまいりました。

7月21日は、急遽、企業訪問として札幌に出向き、プリンスホテルの北海道支配人と懇談をいたしました。これは、プリンスホテルの施設売却報道を受け、情報収集、意見交換のために出札したものでございます。プリンスホテルからの発言の中では、現在交渉していることは事実であるということと併せて、現在の施設については今後も運営主体となるということの方向性の説明を受けたところでもあります。

7月27日は、青少年問題協議会を開催いたしました。ヤングケアラー、虐待、いじめ、不登校、不審者、不良行為、インターネットトラブルなど青少年を取り巻くさまざまな環境について意見交換を行ったところでもあります。

7月29日は、オホーツク東部広域農業水利管理協議会を美幌町において開催いたしました。令和2年度決算の認定のほか、古梅ダム施設等の現地視察を行い、課題などについて平野美幌町長と共有をしたところでございます。

同日、大空町まちづくの推進塾の卒塾式を行いました。2年度にわたりました塾の卒業に際し、論語にあります三十にして立つ、四十にして惑わず、五十にして天命を知るという言葉を引用いたしまして、今回のこの塾、それらを契機に、ご自身の人生の転機としていただきたいと塾生にエールを贈ったところでもあります。

8月2日は、オホーツク地域づくり連携会議(北網ブロック)がリモートで開催されました。この会議は、北海道また、北海道開発局が主催する会議でございます。北海道の地域計画の実施にあたりまして、その実施主体をしっかりと計画の中に明記していく必要があるのではないか。さらにSDGsやカーボンニュートラルをどのように進めるのかが課題であるということなどについて発言をさせていただきました。

8月4日は、全国生涯学習市町村協議会総会に、これもリモートで参加をいたしました。事業報告、決算の認定、事業計画、予算を決定し、役員改選を行ったところであります。私は引き続き、幹事の職となったところであります。近年、この会の会員の減少が課題と捉えているところであります。

8月12日は、地域包括支援センター運営協議会総会を開催いたしました。運営の状況について説明を申し上げ、令和3年度の活動計画についてお諮りをし、決定したところであります。

8月13日には、女満別地区戦没者追悼平和祈念祭を挙行政いたしました。東藻琴地区同様、遺族会役員の方のみの出席を賜り、英霊墓地忠魂碑前にて実施をしたところでございます。

以上、行政報告といたします。

◇議 長 これでは報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。3番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、3番。皆様、改めておはようございます。

現在も残念ながら、北海道においては、依然新型コロナウイルスの感染者が多く発生をしており、緊急事態宣言が9月30日まで延長されるなど、未だに予断を許さない状況が続いております。感染の切り札とされるワクチン接種は全国的にも進んできておりますが、残念ながら未だに重症化して亡くられる方もいます。この場をお借りし、ご遺族の方には心よりお悔やみを申し上げます。また、最前線で働いていただいている医療・福祉従事者の皆様には感謝と敬意を表したいと思っております。

それでは、通告に従い一般質問に移らせていただきます。他の方の質問と重なる所がありましたらお許しいただきたいと思っております。

最初の質問は、防災の取り組みについてです。近年、日本だけではなく、世界的にも豪雨や竜巻、熱波、地震、豪雪や寒波などによる大規模な災害が頻発しております。

北海道でも毎冬の暴風雪のほか、2016年8月には、台風11号の通過と前線による影響によりオホーツク海側を中心に大雨となり、大空町にも大きな被害をもたらしました。

そのほかにも2018年9月6日には、胆振東部地震による大規模停電、ブラックアウトにより、電気が使えない生活を余儀なくされることもありま

した。このことから、災害は身近なものであり、いついかなる時に発生するか分かりません。万が一の時に備え、我が町はどのような防災の取り組みを今日まで行っているのか、町長よりお伺いしたいと思います。

続いて、教育現場の新型コロナウイルス対策についてお伺いをしたいと思います。現在、新型コロナウイルスの感染急拡大で、子どもの感染が増えていることが問題となっております。厚生労働省のまとめでは、8月25日までの1週間に全国で確認された10代以下の感染者は30,427人にのぼり、子どもを介して家庭に感染が広がる事例も出ております。夏休みの延長や分散登校を決めた自治体も出てきております。

また、8月27日には、文部科学省が新型コロナウイルス対策の緊急事態宣言地域などで学級閉鎖や休校を判断するための指針を策定しました。複数の子どもの感染が判明すれば5日から2週間程度の学級閉鎖とし、複数の学級に広がった場合は学年閉鎖、複数学年にわたる休校を検討するよう求めています。

コロナの感染拡大を受けた休校は、学校保健安全法に基づき自治体など学校設置者の権限で実施をしています。これまで同省は、学校のコロナ対応をまとめた通知で、保健所による濃厚接触者の調査などを踏まえて休校を判断するよう自治体に求めておりました。感染者が急拡大するにあたり、保健所の業務が逼迫し、調査が追いつかない恐れがあるため、保健所の判断を待たずに対応するように自治体に促した形です。

大空町においても、他の自治体と同じように新型コロナウイルスの脅威に現在も子どもたちはさらされています。そのようなことから教育の現場では、子どもたちを守るためにどのような感染対策の取り組みを行っているのか、教育長よりお伺いしたいと思います。

以上で最初の質問とさせていただきますので、町長、教育長よりお答えいただけますと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 ご答弁を申し上げます。近年、全国で大規模な自然災害が発生し、数十年に一度、観測史上初と表現される豪雨でありますとか大雪など、最大限の警戒を呼び掛ける事象が数多くなっています。

本町の災害対策は、地域防災・水防計画に基づき、地震、水害、雪害、風害などに備えております。台風や暴風雪など、災害発生が予測される場合は、気象台や関係機関と連携を密にし、事前の情報収集と警戒にあたっております。

過去の教訓から対策本部を設置する役場庁舎に非常用電源を整備したところでもございます。昨年から新型コロナウイルス対策も必要となっております。昨年10月には感染症を踏まえた避難所の設営について訓練を実施いたしました。北海道職員の指導のもと、避難者の受付、段ボールベッドの組み立て、動線の確保など実務を通し感染を意識した運営のあり方について確認をしたところでございます。

マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーテーションなど感染を防止する資材、衛生消耗品の備蓄についても増強をいたしました。

本年7月、B & G財団と防災体制づくりについて協定を締結いたしました。現在、防災倉庫を建設しており、ルームテント、簡易トイレ、発電機、救助艇など資機材を整備することにいたしております。海洋センターを活用した避難所機能の拡充、防災ボランティアの育成なども図っていくこととしております。

8月には4つ目となる自主防災組織が錦町第1自治会で設立されました。地域の防災を支える、そして共助精神に基づく自発的な活動を期待するとともに側面から活動を支援してまいりたいと存じます。

現在、国と共同で河川防災ステーションを整備しております。管内では唯一の施設として緊急対応の資材や車両などが整備、配置される予定でございます。将来的には、施設を活用し、災害への備えや行動のほか、防災教育の場として活用することなどを考えております。

災害の発生を完全に防ぐことというのは困難でございます。公的機関による対策とともに、お一人お一人の自覚や行動、地域における相互扶助などご協力をいただくことも必要であります。引き続き、町民の生命、身体、財産を守る取り組みについて万全を期してまいりたいと存じます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 上地議員からの一般質問のうち、教育現場での新型コロナウイルス対策についてのご答弁を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については変異株の拡大など、引き続き、警戒が必要な状況にあります。こうした中でも持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減したうえで、学校運営を継続していく必要があります。

国では、学校の衛生管理に関するより具体的な事項について、学校の参考となるよう「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」というものを作成しております。本マニュアルでは学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策、具体的な活動場面ごとの感染症予防対策、感染が広がった場合における対応などが示されており、町では本マニュアルに基づき、地域の感染状況等を的確に把握しながら感染症対策に取り組んでいるところでございます。

現在の学校における主な感染対策であります。児童生徒等は登校前に家庭で検温を行い、その結果を健康観察シートという用紙に記録し、毎朝、学校に提出することになっております。何らかの事情により家庭で検温ができなかった場合には、登校後、速やかに学校で検温を行うこととしております。

登校の判断に関しましては、現状、道内においてもデルタ株による感染拡大が見られることから、発熱の有無にかかわらず、風邪症状等がみられた場合には症状がなくなるまで登校しないよう、児童生徒及び保護者に周知徹底を図っております。この場合、児童生徒は欠席扱いとはならず出席停止扱い

となります。

学校内では全員がマスクを着用するとともに教室間の移動の前後など教科の学習内容等に応じて、こまめに手指消毒にも努めております。各教室では可能な限り距離を取って机を配置するとともに、窓やドアを開けるほか扇風機や空気清浄機を設置するなど、常時換気を行うようにしております。

また、本年度は体調が悪くなった児童生徒に対する環境改善対策として、各学校の保健室にエアコンを設置したところでございます。

学校給食については、給食当番はもとより児童生徒全員が食事前の手洗い、消毒を行い、食事の際は、一定方向を向いて飛沫を飛ばさないよう黙食を徹底しております。

部活動の実施にあたっては、道内での部活動による感染事案が増えてきていることから、現在は自校内に限定した範囲内での活動とし、部活中は支障のない限りマスクを着用するなど、北海道教育委員会からの通知を遵守しながら部活動の対応を行っております。また、この度の北海道における緊急事態宣言を受け、全道や全国大会に繋がる地区大会等に9月中に出場を予定している部活動以外は、当分の間、活動を休止することとしております。

放課後は、教職員等が教室のほか、共用スペースのドア、手摺り、蛇口など子ども達が多く手を触れる場所を中心に消毒作業を毎日行い、学校の衛生管理及び感染防止対策に努めているところでございます。

今年度の本町の学校行事では、北海道の緊急事態期間中ではありましたが、運動会を開催日や競技内容を変更、縮小するなどして、PTAをはじめ関係者の皆様のご理解とご協力をいただきながら、何とか実施することができております。今後、修学旅行や学芸会などが予定されておりますが、地域や全道における感染状況等を的確に把握しながら、安全に実施できるよう感染対策及び万全な準備に努めてまいりたいと考えております。

次に、児童生徒の心のケアについてでございます。コロナ禍の中、子ども達はこれまでと違う日常の中で、行動も制限され、孤立や孤独を感じたり、家庭環境の変化等を背景としたさまざまな不安やストレスを抱えているものと推察しております。また、感染症そのものへの不安や恐れも抱いているのではないかと思います。大人から見たら些細に思えるようなことでも、子どもたちにとっては重大な場合があります。大人の思い込みで判断しないで、僅かな変化を見逃さないよう学校にはお願いしているところでございます。

各学校においては、引き続き児童生徒を対象とした健康相談を実施し、一人一人の状況をこまめに把握することとしております。また、必要に応じスクールカウンセラーによる教育相談などのほか、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携した保護者対象の教育相談を実施するなど、学校全体で情報を共有しながら、きめ細かな支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。町長より防災の取り組みについてご説明いただきました。役場等においても非常用電源の設備を増強したり、感染対策の訓練も昨年10月に行っていることに対して大変評価をしたいと思います。

その中で、あえて質問をさせていただきたいと思いますが、町において指定避難所、福祉避難所含めて約20カ所あります。実績としては、女満別農業構造改善センター、あと私の知る限りでは、道の駅のメルヘンカルチャーセンターかと思いますが、実際に避難をする場合、収容人数とかをやはり収容スペースをとるということで、ある程度避難所についても見直しを図っていかなければいけないのではないのかと考えます。また、分散避難についても、今後検討していく必要があるのではないかと思います。

消毒など衛生消耗品については増強しているということなので、今回お聞きはしませんが、避難するにあたって、災害弱者と言われる方、障がいをお持ちの方、または高齢者の1人暮らしの方など、そのような方に対して個別避難計画を作成する考えはないのか。この避難計画というのはどういうものかといいますと、今年度の5月に災害対策基本法が改正されて、その中で市町村の努力義務ではありますがそのようなものを策定していく必要があるのではないかと。最近の記事で別府モデルというものを参考にさせていただいたのですが、調整会議というものを開いて、当事者、地域、行政、医療、福祉関係者の方と会議を行うと。調整役としてはだいたい市の防災担当の方が行っているようですが、インクルージブマネージャー、包括的という意味もありますが、実際にそのような方と会議を開いて具体的な計画を策定していく必要があるのではないかと考えます。

また、自主防災組織について、設立が錦町第1自治会で行われるということについては、増えてよかったなと思っています。ですが、まだまだ組織率を増やしていかなければいけないですし、地域住民の方に取り組みを周知していかなければいけないのではないかと考えます。

組織率が高いところがあるということで視察に行きましたが、名簿だけという印象を受けたところもあります。そうではなくて、自主防災組織があるなら地区ごとに訓練を行うと。町長が言われたように、災害直後は自衛隊、または消防の救援を待つまでタイムラグがありますので、実践的な地区ごとで訓練を行っていく必要があるのではないかと思います。

また、災害時どのような役割をするのか、または災害弱者の方がどこに居るかを含めて具体的に計画するなど、場所によっては地区防災計画といって地域毎のコミュニティでつくっているものもありますので、そのようなものも地域防災計画に含めて具体的に対応策について検討していく必要があるのではないかと考えます。

受援計画についてもどのように考えているのか。受援計画というのは、簡単に言えば災害発生時に、ほかの自治体から職員の応援を受けるというものです。東日本大震災を契機に2012年に災害対策基本法の中に盛り込まれたものです。残念ながら全国の自治体で4月現在、策定率が僅か45%しかありません。私たちの町においても、この計画も同じく努力義務ではありますが、このような計画を整備していく必要があるのではないかと。その点

について、併せてお聞かせをいただけたらと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 避難所の関係であります、町の公共施設等を指定している現状にありますけれども、町民全員がそこに避難すれば、当然足りなくなるということになります。ですので、私どもは今、国も推奨しておりますように、いろいろな避難の仕方、避難所ばかりではなく親戚でありますとか友人の方、そういったところに避難する分散避難という考え方も持っていただきたい。それを私どもとすれば推奨もしながら行動の選択肢として入れていただくように、町民の方々にお伝えをしていきたいとそのように考えてございます。

避難所等については、先ほど言いましたように、新型コロナウイルスに限らずさまざまな感染症の対策も講じていかなければなりません。そういった中で衛生管理、またスペースの確保、さらには、心的な要因で病気になる方もいらっしゃるということで、プライバシーの配慮ということなどにも十分意を払って設置していかなければならないものと考えているところでございます。そんな中で町民の方の安全対策、避難所の設置の仕方ということについてPRをしていきたいと思っております。

高齢者の方や障がいのある方などにつきましては、避難行動要支援者という方に該当し、この避難支援計画というものについて町として策定をしている状況にあります。議員ご指摘のとおり法の改正となりました。個別の避難計画を策定することが市町村の努力義務ということになっておりますが、本町では、先ほど言った避難行動要支援者の対象者が386人いるということで把握をしてございます。これらの方々に同意を得まして、そのうち231人について、すでに個別計画を策定している状況にあります。ただ、全員のご同意を得られていない、策定に至っていないという方もおります。今後も引き続き、丁寧な説明と支援を行って、すべての方の計画策定を目指したいと考えているところであります。

地区の防災計画制度というものもありまして、町として定める地域防災計画もありますが、それぞれの地区で個別に計画を立てて、そして先ほど言った避難の支援が必要な方々、共助の考え方に基づいて対応する仕方、そういったものを決めていく制度もございます。それらを地域防災計画の中に位置づけていくという形になるのかなとそのように感じております。私どもとすれば地域防災組織の設立がまだまだ多くはないということで、この組織化について、さらに皆様にご協力をいただくようお声掛けをしまいたいと思っておりますし、そういった地域から順次、それぞれの地区に合った地区の防災計画というものについてご議論をいただければと思っております。そんな中で必要であればそれらをまた統括したような形で、地域防災計画に位置づけしていくという手順になろうかと考えております。

受援計画でございますが、これは自治体間の協力体制についてということでございまして、現在は、定住自立圏を形成する網走市と協力、応援することをいたしております。このほか、稲城市、氷川町、北海道開発局、自衛隊、

その他民間団体なども踏まえまして、17団体と協定を締結しているところでございます。こういった中で、私どもの町が被災したような時には支援いただく。また、そのほかの町などが被災した時には、私どもも支援するという体制を整えているところであります。

具体的に、この受援計画を計画としてまとめるというところまでは予定しておりませんが、資機材の調達や人的な支援など、そういった方々と常に連携をとりながら柔軟に対応してまいりたいと考えているところでございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。町長よりご説明をいただいて、地区防災計画についても共助が必要ということで、地域防災計画などにも今後検討していただけると。

また、受援計画についても先ほど言ったように17団体、姉妹都市、協定を結んでいる網走市なども含めて、しっかり協力できる体制は整っているということでありましたが、最後に言われたように防災資機材含めて、職員、専門分野、技術職などについても具体的にどのように救援をするかについても、しっかりと触れていただければと思っております。これらのことについては、しっかり対応していただければと思います。

さきに言い忘れましたが、避難行動要支援者についても計画をつくっていると。実際に386名の対象者のうち231名について同意をいただいていると。これからも粘り強くというか、何かあった時に対応できるように努めていただけるということだったので、しっかりとこれらについても災害時に対応できるようなものにしていただければと思います。

続いて防災についてですが、災害時に実際に1番の課題なのが情報です。情報のことについてですが、今年、民間の事業所のリアルタイム危機管理情報サービスを提供するスペクティという会社が、自治体または民間事業所の防災または災害対応に従事する方1,023名にアンケートを行った結果、最も多かったのは、やはり災害時の初動対応が難しいと、これが42%。続いて刻一刻と変化する情報を把握することが難しいと、それが38.6%、続いて正確な情報を把握することが難しいと、これが37.5%。最後に、正確な情報を迅速に地域住民に伝えることが難しいと、これが36.4%と続いています。そのように簡単に言いますと、いかに災害直後を含めて、刻一刻と変化する情報をどうしても間違った情報が流れてしまうので、正確な情報を地域住民の方に迅速に伝えるということはいかに難しいことなのかなと。このことについて、何かお考え、取り組みなども考えているのでありましたら伺いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 情報の管理のあり方、これは大変大切なことではないかと思って

おります。その中で私は二つあると思ひまして、災害対策本部を組織する役場、私どもがどうやって情報を収集するかという点が1点あるかと思ひます。現場でいったい今どのような状況が発生しているのか、それを的確に判断しなければならない。まずそこが一つだと思ひます。

胆振東部地震の時には全道が停電となり、いろいろな情報が錯綜したことがございました。そういった中で情報収集をする難しさということを痛感したところでございます。今はいろいろな場所から通信網を使って情報収集できると、そういうことも可能にはなっております。それらを如何に町として整理していくかということが一点あるかと思ひます。タブレットやスマートフォンなどそういったものを駆使する。さらには、今でいうとドローンなどを活用して私どもの足を運べないようなところの状況を把握する。そういったこともあろうかと思っております。

一方で、そうして集まった情報を正しく町民の皆さんにお知らせをしていくということも大変大切なことでもありますし、それを迅速に行っていかなければならないとも思っております。今、町では即時性があるものとしてホームページにいろいろなものをアップする。さらにはラジオ放送、FMなども活用させていただいて、そして、町民の方にそういったものを視聴していただくというやり方、さらに、この4月からは、テレビ放送においても、緊急情報を見ることができる地デジ広報というものも取り組むことといたしました。そういったものをいろいろな手段として町民の方々が見ていただきながら、的確な情報を把握していただきたい。さらに1番早いのは、私どもが送りますメール配信だと思ひます。9月1日現在、1,515件の登録をいただいておりますが、さらにこの数を増やして大勢の町民の方に登録をいただいて情報収集をしていただきたいと思っております。また、このことを増強させるために、現在、行政情報を発信するための安心生活支援システムというものを構築してございます。単にメール発信ということに留まらず、さまざまな行政の情報をここから一元的に発信をするということになろうかと思ひます。町民の方々は、スマートフォンなどでそういったものの情報を入手する、さらにはそういったものの取り扱いが不慣れな方についてはタブレットなどを貸与しまして、そして迅速な情報提供という物をさらに拡充してまいりたいと考えてございます。

今後も日進月歩、そういったものの発展は、いろんな形で進んでいくだろうと思ひます。その時機時機に応じてさまざまな媒体を複合的に用ひまして、有益な情報提供の発信に努めてまいりたいと思っております。また、先ほど触れましたように、そういったものを行っていく役場の中の体制づくりも必要かと思っております。そういったところにも意を払いながら町民の生命、そして身体、財産を守る活動にこれからも取り組んでまいりたいと存じます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。町長より、情報提供のことについてお聞かせをいただきました。FMラジオとか4月からは地デジ広報、あとメールの登録者も

1, 515件と。今後もメールの登録者数が増えるように働きかけていくということもお聞きしましたし、生活安心システムの取り組みについても今後検討していると、町民の方がスマートフォンとかタブレットとかを利用して、情報を新たに得ることができると。素晴らしい取り組みだとは思いますが、災害弱者の方が出ないようにしっかりと、ほかの媒体についても検討していただきたいと思います。このことについて、町長が言われたように、情報は町民の生命、財産を守るために必要なものであります。このことについてもしっかりと取り組んでいただければと思います。

続いて、教育現場のコロナ対策についてお伺いをしたいと思います。教育長より、教育現場において換気、三密対策なども含めて、スペース、手指消毒とか基本的なことを行っているということをお聞きかせいただきました。毎朝、児童の方には検温シートを提出してもらっている。風邪気味の方は休んでいただくというような対応もしているということもお聞かせいただきました。また、保健室についてもエアコンの整備をするなど、しっかりと取り組まれていると。あと先生方もお忙しい中、授業が終わった後、学校内で手が触れるところを消毒するなど、大変ご苦労されているとお聞きしました。そのようなことを知って、改めて感謝をしたいと思います。

その中で、先にも触れましたが、コロナの患者が発生しない可能性はありません。発生した場合にやはり休校、学校を休みにしたり、学級、学年閉鎖なども含めて検討していかなければいけないと思います。その際の情報発信についてですが、残念ながら私達の町においても教育関係でコロナの疑いがあるということで、実際に学年が閉鎖になったということもお聞きをしています。その際、保護者の方はメールでいただいたりしているのですが、その後、終息したのか、またどのような対応をしたのか分からないから混乱をきたしていたと。中にはありもしない情報を流したりだとか、そのようなこともありました。情報発信のあり方をしっかり検討していくべきではないかと。だからといってあまり正確すぎるとみなさん言われるように風評被害にも繋がるので、あまり細かくとは言いませんが、終息したのか、またはどんな対応をしたのか、それぐらいについては、もう少し保護者の方にも周知をしてもいいのではないかと。

もう一点は、最悪の場合、長期間休校となって学習の機会を奪われてしまう。その際、ほかの自治体のようにオンライン学習を取り組める環境にあるのか。GIGAスクール構想で端末等整備をさせていただいて、家庭環境の通信網の整備について町で助成を行っていることもお聞きをしていますが、実際にオンラインの学習をできる環境になっているのか。するとした場合、先生方もできる体制になっているのか。そのことを併せてお伺いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほどの災害の関係でございます。災害は私どもが想定をしているものを超えるときもあります。完全な対応というものはどこまでいっても

なかなか難しいのかもしれませんが。ですから、私どもが取り組めるところを最大限、また皆さん方お一人お一人が、そして地域の方のご協力をいただきながら、先ほど言いましたように、町民の皆さんをお守りしていく、そういう体制づくりに望んでまいりたいと思っております。今後ともご指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 お答えを申し上げたいと思います。まずは、感染者が出た場合の対応の現状などについて、最初にお答えをさせていただきたいと思いますが、教育委員会では、町立学校の児童生徒等及び教職員に感染者が発生した場合の対応についてというマニュアルを作成しております。本マニュアルに基づいて保護者等に対し、コロナ感染に関係するすべての情報を提供いただけるよう、これまでお願いをさせていただいております。具体的な内容としては、自身のお子さんや同居の家族に発熱等の風邪症状があった場合、また、医師から検査の指示があった場合や保健所により家族が濃厚接触者等に特定された場合は、学校、幼稚園に必ず連絡していただくよう周知徹底をさせていただいております。言い換えますと、学校、教育委員会がコロナ関連情報を入手する手段としては、現状、保護者からの好意による情報の提供に頼るしかないということでもあります。

関連して申し上げますと、大空町に対する北海道からの町民の皆さんのコロナの感染情報については、事案が発生した都度情報提供があるものの、その情報のほとんどがプライバシーの保護の観点から町内における感染者発生数のみであり、住所、氏名、年齢、性別、職業などの情報は一切提供されないのが実情となっております。

そのようなことから、学校において必要な感染拡大防止対策を講じる場合、極わずかな保護者からの情報を手掛かりに常に最悪な事態を想定しながら、ぎりぎりの判断を行っているところです。判断にあたり一番留意すべきことは、個人のプライバシーを守ることであり、何をするにもすべて個人の承諾に基づき対応しておりますことをご理解いただきたいと思います。

感染者が発生した場合の具体的な流れでございますけれども、学校や幼稚園は、児童生徒の保護者や教職員から感染に係る連絡をもらった時に、速やかにその内容を教育委員会に報告することになっています。教育委員会では、それら情報を受け、町のコロナ対策本部会議とオホーツク教育局へ同時に情報を報告するということになっています。また、必要に応じて臨時の校長・園長会議を招集するというのもしております。町の対策本部会議では報告内容に基づいて情報の共有を図るとともに、臨時休業等が必要な場合にあっては休業の期間や全校なのか学年なのか学級別なのか、これら休業を行う範囲について対応の方向性を協議いたします。これらの検討にあたっては、保健所やオホーツク教育局などからの指導助言をいただきながら進めておりますが、少ない情報の中、緊急な対応が求められる場合も多々あります。先ほど申し上げましたけれども、感染者等の個人が特定されないよう情報の取

り扱いには細心の注意が必要であり、十分留意しながら取り組んでもございます。

各学校、幼稚園では、臨時休業等の措置をとることになった場合には、感染等の報告をいただいた当事者の方に事前に了解をいただいたうえで、対象学年や休業の期間等について、学校メールなどを活用し、保護者宛てにお知らせをさせていただいております。また、このお知らせに際しては、引き続き、児童生徒や同居する家族の健康観察、体調管理をお願いすること、学校での日ごろからの児童生徒への指導内容でもあります新型コロナウイルス患者の特定や誹謗中傷、流言飛語を拡大、拡散するようなことをしないこと、SNS等への投稿、書き込みは差別や偏見、個人に対する攻撃に繋がりにくいことから、アップロードは厳に慎むことをご家庭でもご指導いただくよう協力をお願いしているところでもあります。また、再開にあたっては、対象学校、学年、学級の条件に応じて必要最小限のお知らせを行っているところでもありますけれども、毎回、すべての保護者に周知を行っているわけではありません。最終的にどのようなになったか知りたいというご意見もあろうかと思いますが、保健所に紹介しても個人の情報に関しては一切情報の提供を受けられないことや、保護者からの情報が唯一となっている現状では、教育委員会として詳細を把握することはおのずから限界があります。

そのようなことから、教育委員会としての判断は、コロナウイルスの特質から絶対といったものは一つもなく、学校を再開してもなお、子どもたちの健康観察を続けながら推移を見守るという対応にとどまっている状況であります。したがって、常に同じレベルでの情報の提供は不可能であり、ケース毎に当事者の承諾が得られる範囲で最小限の情報提供を今後も行っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、不安のある場合には、その都度、学校あるいは教育委員会へお問い合わせをいただきたいと、またそのことも周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、オンラインによる教育支援について、お答えしたいと思います。GIGAスクール構想に基づく1人1台端末が昨年度一斉に町内の学校に配置されました。現在は教職員の研修を精力的につめながら、徐々にタブレットを活用した授業にも取り組んできております。

今年度に入って、町内の学校においてコロナの影響による児童生徒の出席停止の事案が発生しております。そのような子どもたちの学習支援として、これまではプリントや資料などを活用して家庭での学習を行ってきたところですが、登校できない期間が2週間に及ぶケースもあり、タブレット機能を有効に活用したリモートでの学習支援にも取り組んでいく必要があるものと、そのように考えております。

児童生徒の成長度合いによって活用の範囲や学習内容も異なるため、リモートによる学習指導に向けた教職員研修を行っていくこととしております。また、すでに一部の学校では学校と家庭をオンラインで繋ぎ、試行的に学習指導の実践にも取り組んできているところでございます。

一斉の児童、生徒とのオンライン授業に関しては、それらの環境が全町的

に整わなければすぐにスタートするというのは今難しい状況にあります。町のほうで助成制度を設けて、光回線工事の助成なども進めておりますけれども、全町的にはまだまだ進捗度合いとしては、これからかなというような状況でございますので、まずはできるところからしっかりと試行し、そして、どのような運用上や指導上の課題が生じるのか、しっかり検証しながら今後活用の拡大を図ってまいりたいと考えてございます。

◇議 長 3 番、上地議員。

◇上地議員 はい、3 番。教育長より情報のことについては、どうしても保護者の同意に頼らざるを得ないということもお聞きしましたし、オホーツク教委、保健所など各関係機関とも連携をして、町の対策会議にかけて今後の方針について検討していく。そのことについては、お聞かせをいただきました。実際に風評被害に繋がらないように情報発信は難しいものがあると改めて説明で分かりました。

その他にオンラインの学習については、全町的に通信環境が整備できないと難しいということもお聞きしましたが、今回、急激に拡大している中で、早期に通信環境を整備していかなければいけないと、そのような課題も出たのではないかと思います。家庭によっては助成をもらってもなかなか整備することが難しい方もいるのではないかと、少し心配に感じております。やはりしっかりと早期に整備して子どもたちの学習格差をつくらないように、このことについては取り組んでいただきたいと思います。

続いて、検査キットの配布についてお聞きしたいと思います。国が、今年の9月に、早ければ上旬に検査キットの配布をするということが出ておりました。全国の小中学校また幼稚園について検査キット配布していくと。町として国から何か通知、取り組みについてお伺いしているのか。またそれだけではなくて、この抗原検査キットはだいたい9,000円ぐらいするようですが、この抗原検査キットは使用方法がしっかりしないと疑陽性が出やすいということもあるので、誰が行っていくのか、そのことも含めて何かお考えがあるのか、また国から指導が来ているのか、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 リモート教育の実現のための環境整備について、再度お話がありましたけれども、町の初期導入工事費の助成といった部分で、将来のリモート授業の実現を見越して、ぜひ保護者の皆さんにもそのような環境を整える促しをさせていただいておりますけれども、なかなかその辺が進んでいかない一つの要因として、整備後の毎月の通信費用が多く家計にのしかかるといった問題が背景の一つあるのかなとそのようなことを思っています。教育委員会としてはそのような環境を早期に実現したいという思いはありますけれども、それぞれのご家庭の事情などを踏まえた中で、例えばそういった環境が

整った方から段階的に学習を始め、それ以外の子については、公共施設あるいは学校のほうにスクールバスで登校をしていただいた中で授業をやると。私としてはやはり子どもたちが社会に出て困らないような、そういうことを学校でしっかりと身に付けてもらうというところが1番の目的ではないかと思っていて、一斉授業がすべてゴールではないと、そのように考えている部分もあります。しかしながら、国、道からそれらの実現に向けての要請もございますので、そのことはしっかり受けとめながら、今後進めてまいりたいなと思っております。

次に、抗原検査キットについてでございます。この度、国から新型コロナウイルス感染症のクラスターの大規模化や医療逼迫を防ぐ観点から、幼稚園、小学校、中学校及び高校に対し、新型コロナウイルス感染症に関する抗原定性検査を迅速かつ簡易に実査するための検査キットが配布されるということになりました。先日、道教委を通じて配布予定数が示されておりますが、大空町においては、幼稚園、小中学校で40回分となっております。また、大空高校では、東藻琴キャンパス、女満別キャンパス合わせて100回分となっております。すでに大空高校には配布済みとなっております。

抗原簡易キットについては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、発熱や咳など、新型コロナウイルスの初期症状と疑われる症状が見られる方に対して、迅速かつ簡易に感染の有無を検査することができるものとなっております。国では基本的に教職員が使用することを想定しておりまして、出勤後に発熱や咳などの症状が見られ、医療機関を直ちに受診できない場合に使用するものとなっております。

また、自ら検査を実施することが可能と思われる小学校4年生以上の児童にも検査キットを使用することが可能とはなっておりますけれども、当面はこれまでどおり、児童生徒が登校後に体調不良をきたした時は保護者に連絡のうえ、速やかに帰宅させ医療機関を受診してもらうこととしたいと、そのように考えております。

抗原検査キットの使用方法などについては、まだまだ詳細が示されていない部分もありますので、今後、国、また道教委からの通知を踏まえたうえで、学校、幼稚園と十分協議し、適切な対応を行ってまいりたいと考えてございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。オンラインのことについても、これからしっかりと取り組んでいただきたいと思いますし、抗原検査キットの使用についてはまだ詳細なことが聞けていない部分もあると。このことについてもしっかりと検討していただきたいと思います。

子どもたちの学習の機会を守るために、教育現場と協力して、しっかりと対応していただくようお願い申し上げ、一般質問を終了したいと思います。

◇議 長 渡邊教育長

◇**教 育 長** 大空町における新型コロナウイルスのワクチン接種については、今月中には希望された町民の皆さんの２回目の接種が完了する予定となっております。しかし一方では、管内の学校において、ワクチン接種の対象となっていない低年齢児童の感染が複数発生してきており、予断を許さない状況となっております。

保護者の皆さんのご協力のもと、引き続き、地域の感染状況を踏まえたうえで、適切な感染防止対策を講じながら子どもたちの学びの保障を堅持してまいりたいと思っております。

今後ともご指導賜りますようよろしくお願いします。

◇**議 長** これにて、上地史隆議員の一般質問を終了します。ここで１０分間休憩します。

(休憩 午前１１時０６分)

(再開 午前１１時１６分)

◇**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第５、一般質問を続けます。

次に、１番、後藤忍議員の一般質問を許します。

◇**後藤議員** はい、１番。令和３年第３回定例会、通告に従い一般質問を始めさせていただきます。

大空高校の今後の方向性についてであります。大空高校が開校し、５カ月が経過いたしました。コロナ禍により学校運営も難しい状況下ではありますが、着々と学校教育、学校祭、大空高校フレッシュマーケットなどの行事も行われています。

今年度は、寄宿舎の整備に向けた実施設計及び今定例会において東藻琴幼稚園、保育園園舎解体にかかる工事費補正も計上されております。大空高校の特色である地域で見守る学校としての今後の方向性について伺いたいと思います。

質問の１点目といたしまして、開校から現在までの学校の運営状況と課題、今後の方向性について伺いたいと思います。

２点目、コミュニティ・スクールの導入について伺いたいと思います。コミュニティ・スクールの導入については、令和２年度大空町教育行政執行方針において、東藻琴高等学校については、新しい高校への移行を控えていることから、令和２年度については小学校、中学校においてスタートするとの方針が示されておりますが、令和３年度となり、大空高校におけるコミュニティ・スクールの導入について。

以上、２点について、教育長よりお答えいただきたいと思います。

◇**議 長** 渡邊教育長。

◇教 育 長 後藤議員からの一般質問にお答え申し上げたいと思います。

最初に大空高校の開校からこれまでの運営状況や今後の取り組むべき課題について、ご答弁を申し上げます。

大空高校は、本年4月9日に開校式を行い、町立の全日制総合学科として新たなスタートを切りました。道内外を含む29名の新1年生を迎え入れ、コロナ禍の中、感染予防対策など万全を期して学校運営を進めてきたところでございます。しかしながら、コロナの猛威は凄まじく、学校休校や販売会の中止などを余儀なくされております。

そのような中にあっても生徒1人1台端末の貸与や、ICTの環境をフルに活用しながら、教職員が知恵を絞り、学校も総力を挙げて、生徒の学習機会を喪失することのないよう、多種多様な教育活動に取り組んでいただいております。

また、新1年生と2、3年生は、カリキュラムが異なり、キャンパスも東藻琴と女満別に分かれておりますが、生徒会活動や7月に実施いたしました学校祭の準備などにあっても、キャンパス間の距離をなくすための工夫としてICT機器を活用するなど、生徒同士の交流が積極的に図られており、学校としての一体感が醸成されつつあります。

課外活動では、生徒の主体性を尊重するため、既存の部活動以外でも同好会からスタートさせられる仕組みをつくり、早速有志が集まり、同好会誕生に結びつけようと意欲的に活動を展開してくれています。

町が設置している公設塾には、現在17名の生徒が参加し、それぞれの夢や目標実現のため日々学習に励んでおります。

また、高校の寮には新1年生10名が加わり、男子生徒8名、女子生徒11名の計19名の生徒が入寮しております。

次年度に向けた生徒募集活動では、本年度も全国への発信の機会となる地域みらい留学への参画のほか、地元中学校を含む近隣への学校訪問を積極的に行っております。また、7月26日に開催したオープンキャンパスでは、道内外から66名もの生徒に参加をいただき、昨年度を超える手応えを感じているところでございます。

一方で開校後半年が経過しようとしておりますが、今後の取り組むべき課題も見えてきているところです。教育委員会では、現在、東藻琴寄宿舎の老朽化の現状を踏まえ、改築に向けた検討を行うため調査設計業務を実施しております。また、建設候補地として、本年10月から認定こども園に移行する東藻琴幼稚園、保育園の跡地を設定しており、支障物件となる園舎等の解体にかかる実施設計についても併せて進めております。

大空高校の開校にあたっては、地域とともに創る学校を重要な柱として掲げ、これまで取り組んできておりますが、地域との連携のあり方や仕組みをどうつくっていくかについては、現在さまざまな角度から模索をしているところでございます。今後の学校運営を円滑に進めることや全国各地から入学していただく生徒たちのサポートにあたっても、地域の支援が必要不可欠であり、引き続き、地域の方々との対話を重ねながら具体の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、コミュニティ・スクールの導入について申し上げます。コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民の学校教育への参画を促すため始められた取り組みであり、地域とともにある学校づくりを目指すものです。保護者や地域住民が参画し、学校の教育目標や経営方針などを協議する場として学校運営協議会が設置され、この学校運営協議会を導入した学校がコミュニティ・スクールと呼ばれています。

新しい学習指導要領では、変化の激しい社会の動向に目を向け、これからの時代を生きる子どもたちのために何をすべきなのか。学校だけが考えるのではなく、保護者や地域住民と目標やビジョンを共有し、社会に開かれた教育課程の実現を目指していくという内容となっています。そのような社会総がかりでの教育を実現するためには、コミュニティ・スクールはまさに有効な仕組みであり組織ではないかと思っています。

大空町では令和２年度に町内の小中学校において学校運営協議会が設置されており、学校と地域間における情報や課題の共有化が進められております。今後、大空高校においても高校創設の趣旨である地域とともに創る学校を実現するため、コミュニティ・スクール導入に向けた準備をスピード感を持って進めてまいりたいと考えております。

以上、後藤議員へのご答弁とさせていただきます。

◇議 長 １番、後藤議員。

◇後藤議員 はい、１番。小項目１つ目の開校から現在までの学校の運営状況と課題をお聞かせいただきました。コロナ禍によりまして、学校の休校や販売会中止などもある中、ＩＣＴなどを活用し、生徒の学習機会を喪失することのないように取り組んでいらっしゃる。また、生徒会や学校祭などでもＩＣＴをうまく使い交流し、両校に少しずつ一体感が生まれているということ。そして課外活動では、部活動の仕組みを有志の皆さんがつくろうと取り組んでいるということをお聞きしました。

学校運営も難しい状況下ではありますが、その中においても、生徒が生き生きと学校生活が送れるように今後のご尽力いただきたいと思います。

課題については、２点お伺いしました。寮の老朽化と地域連携の仕組みということですが、その二つの中でも１点、寄宿舍について再質問させていただきます。

寄宿舍については、今年３月に寄宿舍視察調査を議会で行い、老朽化の現状を視察させていただきました。今年度は学生寮の整備に向けた実施設計が行われ、議会委員会においても、大空高校寄宿舍整備事業について報告されているところではございますけれども、報告から約２カ月経過し、その後の動向も含めて、改めて寄宿舍の方向性について伺いたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 お答え申し上げたいと思います。

現在、教育委員会では、大空高校の東藻琴寄宿舍の老朽化の状況を踏まえまして、先ほども申し上げましたけれども調査設計業務を進めさせていただいております。現在の寄宿舍は昭和43年に建築された棟に増築を重ねて今に至っている建物でございまして、一番新しい居住棟でも昭和60年に建築されたものです。36年から53年と相当の年月が経過している建物となっております。一部居住棟の2階のエリアには浴室がないため、階段を下りて別棟の浴室までいかなければならないなど、不便な生活を送っている状況でもございます。

新しい寄宿舍を整備するにあたっては、単に老朽化対策や生活の利便性を向上するための目的ということではなく、地域の方々や道内外で活躍するさまざまな人材と高校との接点の機会をつくり、双方が学び合いながら、地域の活性化に繋げることを目的とした学びと交流の機能を併せ持った、そのような拠点施設として今後整備してまいりたいと考えております。大空町の第2次総合戦略では、地域を支える人づくりの観点から、大空高校を地域振興の核と位置づけており、地域と一体となって、人づくり、まちづくりを進めていくこととしております。学びと交流の拠点施設として整備することにより、施設としてのリニューアルの意義に加えまして、総合戦略を具現化し、町の未来をつくっていくという、より大きな展開に発展していくものと考えております。

現在、施設の建設候補地として東藻琴幼稚園、保育園跡地を選定し、本年度中に園舎等の解体を行うための実施設計業務を並行して進めており、令和4年度の建設を目指し、鋭意準備にあたっているところでございます。具体の整備計画の素案がまとまってまいりましたら、議会にお示しさせていただき、ご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

◇議長 1番、後藤議員。

◇後藤議員 はい、1番。確かに議会で視察させていただいた時にも、寮生の特に女性は冬の間、長い渡り廊下が大変寒くて部屋に戻るまで大変苦勞されている。やはり築36年から53年経過しており、増築を繰り返しているということですから必要なものだと思います。入寮する生徒の方たちが快適に勉学そして生活できるように、また、ハウスマスターの方も寮生の生活面や精神面をサポートしやすいように意見を聞きながら設計を進めていただければと思います。

小項目1番目の質問は終わりました。コミュニティ・スクールの関係で再質問させていただきたいと思います。先ほどコミュニティ・スクールにおきましては、スピード感を持って取り組むということです。ぜひスピード感を持って取り組んでいただきたいと思うところではありますけれども、どちらかというとコミュニティ・スクールというのは学校経営評価といいますか、今までの学校評議員制度、確かに学校運営の改善に繋がり、キャリア教育の推進や学校の魅力化に資するものであり、学校運営協議会の設置は有効

だとは思いますが、先ほど教育長がおっしゃったように、地域で盛り上げていくということの観点から考えますと、寄宿舍整備もそうですが、寮の機能だけではなく、地域住民との交流拠点となるような施設を組み合わせるものとして考えているとお話いただきました。

大空高校の特色であります地域で見守る学校として町民が高校をサポート、応援する、地域連携するような組織も町民の方々の理解を得るためには必要だとは思いますが、そのことについてお考えがあればお聞きしたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 寄宿舍の整備にあたりましては、先ほど、単に寮を新しくするというだけではなく、学びと交流の拠点というコンセプトを持って進めてまいりたいということでございまして、当然、今までの寄宿舍の機能にプラスして交流スペースであったり、学びのスペースをどのように描けるか、設計業者さんなどとももちろん技術的な部分の相談をし、さらには運営する側であります学校であったり、ハウスマスターであったり、また、快適に居住をしていただく生徒さんたちのご意見を十分取り入れながら、計画案を順次詰めていきたいと、そのように考えております。

次に、地域の支援組織という点について、お答え申し上げたいと思います。大空高校は、これまで誕生する過程においては、地域住民の方々に組織する委員会を立ち上げて、これまでも官民一体となって取り組んできております。町として、持続可能な地域の未来をつくるためにも、町と地域がスクラムを組んで、自ら人づくりを実践していくことが大変重要であると考えており、本高校の運営にあたっても地域の皆さんの支援なくては進められないものと思っています。

大空高校では、本年度7名の生徒さんが道外から入学し、生まれ育った地域を離れて、寄宿舍生活を送ってくれています。その生徒さんたちは、地元の高校ではなく大空高校を選んでいただき、大空町に住むことを決断してくれた地域への留学生たちであるともいえます。生徒さんたちには、この地域にしかない学び舎、体験を通して、たくましく成長することを願うとともに、大空町を第2の故郷としていただいて、将来、地元と大空町との架け橋になっていただけるといったことを私としても期待をさせていただいております。また、総合学科である大空高校には、将来に向けて多様な考え方を持つ生徒さんたちが入学してくれるものと想定しています。生徒たち一人一人の夢や進路実現のための学びは、学校における教育活動だけではどうしても限りがあると思っています。学校を支え、補うことができるのが地域ならではの人材を含めた多くの教育資源であると思っています。それら資源を最大限生かし、大空高校生の3年間をしっかりと支える地域支援組織がぜひとも必要であると思っています。

先ほどから出ておりますコミュニティ・スクール、学校運営協議会が学校経営や学校の教育活動内容を定めるプランニングの支援組織であるのに対し、地域支援組織は、計画実現のためのまさに実働部隊とも言えるものでありま

す。具体的には、学校での地域探究的な学びへの支援であったり、学校外での生徒のさまざまな活動のための支援、また、大空高校生と地域の方々との交流事業など、今後展開していけたらと思っております。

このような目的を達成するためには、多くの町民の方々のご理解とご協力をいただく必要があると考えておりまして、今後、組織の立ち上げに向けた協議の場を設けながら、ぜひ賛同いただけるよう、教育委員会として努力してまいりたいと考えております。

◇議 長 1 番、後藤議員。

◇後藤議員 はい、1 番。今、教育長より、高校を開校するまでに官民一体となって新しい高校の校名でありますとか、児童生徒サミットを行いまして、制服を考える会を行ったり、一体となったものをしていただきました。現在で考えますと、まだそういった支援組織のようなものはありません。また、コロナ禍ということもありまして、町の行事や催事等も減り、なかなか生徒の皆さんと町民の方たちの交流する機会が持てないのが現状であると思います。

先ほどの、ご答弁にもありましたように大空高校には道外から 7 名入学していただきました。生徒の皆さんは、それぞれの希望や夢を実現するために大空高校を選択していただいたものと思います。その生徒さんたちの想いを受けとめるためには、繰り返しになりますが、パンフレットにも書かれているとおり、多くの大人が学びを応援していかなければなりませんし、今後、町内中学校卒業者の大空高校への進学率、大空町過疎地域持続的発展市町村計画には、令和 7 年に 30 パーセントという目標が掲げられていますが、その目標を達成するためには、やはり町内においての大空高校への関係人口を増やしていくことが大変重要なことだと思っています。そのためには、実施設計に入っている寄宿舎整備も含めて、我が町大空町の高校として、広く意見を聞く機会、町民が高校をサポートする組織や地域連携の仕組みをスピード感を持って地域支援組織を検討していただければと思います。

以上、質問を終わります。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 大空高校を立ち上げるといいますか、そういう過程の中で、魅力化というものを大きな柱として、これまでも広い角度から地域の皆さんのお知恵もいただきながら、そのような理念を持って進めてきております。それは変わらない理念だと思っております、その魅力化としては、まずは教育の質のあり方、よりよい質のどこにもない選択、教育の展開であり、また、全国から集まる生徒さんたちが 3 年間の学校生活を含めたさまざまな大空町での生活でいかに大きな人間として成長していただくか、そのための公設塾であり、また、学びのための寮、この大きな 3 本柱を魅力化の中心として、今後とも進めてまいりたいと思っております。そのことが町の振興の大きな起

爆剤に高校がなってくれるものと、そのようにも思っております。

そのためには、何と言っても皆さんの力を借りて地域力を発揮していただくことがより実現に近づけるものだと、そのように思っておりますので、コミュニティ・スクールのみならず、地域支援組織の立ち上げについてもスピード感を持って進めてまいりたいと思っております。

Society 5.0でありますとか、SDGsといった新しい時代の到来によって、生徒たちにとって新しい学びの環境がなくてはならないこととなりました。その辺の状況下にあって、変化の激しい時代を乗り越えられるための人材育成を目的として、全国に誇れる大空高校を目指し、地域の皆さんの応援をいただきながら、教育委員会として引き続き、精力的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これにて後藤忍議員の一般質問を終了します。

次に、2番、三條幸夫議員の一般質問を許します。

◇三條議員 はい、2番。令和3年第3回定例町議会において、通告のとおり一般質問させていただきます。

最初にコミュニティ活動等について。

コミュニティ活動の現況、課題、今後の取り組みについて伺います。

町民が互いに助け合い心豊かに生活することを目的に自治会ではさまざまな取り組みが行われています。町も自治会活動の支援を行っていますが活動そのものが成り立たなくなっている小規模の自治会が存在することなど、さまざまな課題を抱えていることを町はどこまで実態を把握されており、今後どのような支援、取り組みが必要と考えているかお聞かせください。

2点目、地域住民の地域づくりを担う活動拠点が一部市街地にはありません。地域の空き家を会館として活用するなどの支援をすることができないのか伺います。

2項目目、行政改革について伺います。

1点目、第3次大空町行政改革推進計画の進捗状況と今後について。平成29年2月策定の第3次大空町行政改革大綱では、量の改革と質の改革の両立、行政サービスの最適化と町民満足度の向上とし、4つの柱で行政推進計画を立てて取り組んでいることと思いますが、それぞれの進捗状況と課題。

2点目、次期計画のスケジュールと新たな検討課題について伺います。

以上、2項目について、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 ご答弁を申し上げます。町内の自治会数は全部で48でございます。加入世帯別の規模でありますとか支援の状況などについては、細かくは後ほど担当から説明させていただきたいと思えます。

自治会の活動につきましては、私ども総会の議案でありますとか活動支援

交付金の事業報告など、そういったものを見せていただきながら把握をしている状況でございます。具体的な内容を申し上げますと、花いっぱい運動でありますとか、道路や河川などの環境美化運動事業、また健康づくりなども行われておりますし、さらには交通安全や防犯、防災といったものの取り組みもございます。スポーツやレクリエーションの交流、そして高齢者や女性、青少年などの交流育成事業などの幅広く活動されている実態があるかと思えます。

しかし、世帯数の減少でありますとか、高齢化などの理由によりまして、活動が縮小しているという状況も伝え聞いております。さらに近年は、新型コロナウイルスが要因となりまして活動が制限されている状況もありますし、元に戻ったとして以前のように活動ができるのかというような不安材料もあるということなどもお聞きしているところであります。

これらの状況などを踏まえまして、大空町発足当初から積極的な自治会活動を進めるには、自治会の再編も必要ではないかとさまざまな機会に協議を促してまいりました。平成27年度には具体的な規模として15世帯未満の自治会を対象にご検討をお願いした経過がございます。しかしながら、過去に農村部で統合についての話し合いがあったけれども、議論が進まなかったという事例でありますとか、それぞれの歴史があって現在の自治会になっている。また、単位自治会で統合するという意思表示がないというようなことから、自治会連合会としてもこの課題については慎重に取り扱わなければならないテーマである。そのような認識となりました。そのため再編の議論というものが進んでこなかった状況でございます。これらについては、平成27年11月開催の自治会連合会の理事の皆様と議会の皆様との意見交換会の中でも、同様な内容が報告されているところでございます。また、単位自治会からも、この平成27年当時、かなり強い口調で町の進め方にご批判をいただいたということがございまして、これらのご協議をお願いする提案について、取り下げた状況となっております。

そのことから、現在は再編について町から提案するということはせず、自治会からご相談があれば対応するというようにしているところでございます。

空き家等の活用でございますが、女満別市街地区には公民館や会館はございません。各自治会の皆様は学校でありますとか、研修会館などの公共施設を活用したり、お寺など広いスペースがありますことから、そういったところを使わせていただいて活動されていると。工夫をされているというところを知っているところでございます。

ただ、現在、市街地区の自治会から町に対して、今回のご質問のような設置要望については届いていないということでございましたので、どのように今後これらについて対応していくか、まだまだ十分検討がされていないという状況でございます。

次に、行政改革についてご答弁を申し上げます。行政改革は古くからある言葉ですけれども、地方自治法の中に規定されている住民の福祉の増進に、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないというものがございます。また、自治法の中で、同じく常にその組織及び運営の合理化に努

めるという項目もございまして、これらにより避けては通れない取り組みと認識をしております。

町では、平成19年に第1次、24年に第2次、29年に第3次と行政改革大綱というものを策定しております。第1次では、事務事業の見直し、職員数の削減、使用料、手数料を見直すためのルールづくり、指定管理者制度の推進などに取り組んでまいりました。第2次では、町民主体の自治実現を図るため、自治基本条例の制定というところに重きを置いてまいりました。第3次では、議員ご指摘のとおり、行政サービスの最適化と町民満足度の向上というものを目的に据えまして、多様な主体との協同、事務事業の改善により行政サービスの質の向上、行政経営基盤の強化と機能的な組織編制、財政運営の適正管理の推進の四つの柱を立てまして、24項目の実施項目を定めて取り組んでございます。計画、大綱はございますが、具体的な推進計画、これらの推進状況と次期計画の策定スケジュールは細かなところとなりますので、担当からご答弁させていただきたいと思います。

行政改革を進めていかなければならないのは、私が思っておりますのは、人口減少というものが大きく起因していると、このように感じてございます。人口減少が人材の不足を引き起こしていますし、一方で、そういったことから、ICTや人工知能といった技術革新が進んでいくものと思われれます。例えば職員数を考えますと、こういうような状況の中で、いつまで現在の職員数を維持していけるのか、していかなければいけないのか、そんなことを考えていかなければなりません。また、国においてはデジタル庁の創設や押印廃止など、そういったものを打ち出しておりますので、それらがどのように仕事の質や量、そういったものに影響してくるのかということも考えなければなりません。そういった状況を見極めながら対応していかなければならないのが、行政改革だと思っております。

また、人口減少に伴いまして、現在の公共施設の量的な確保は、どの程度必要なのかということも考えなければならぬと思っております。利用実態に見合った運営改革も必要ではないかと、そのようにも考えております。例えば利用のない、少ない時間帯は閉館をする、もしくは開館時間を調整することで、町民の方々の利便性を損なうことなく、人件費や指定管理料の削減にも繋がろうかと思っておりますし、公共施設を管理いただく事業者の人材の確保であったり、働き方改革にも繋がるのではないかと考えます。こういう視点も大切にしていきたいと思っております。これらの課題などについては、今年3月に開催しました委員会においても、ご説明をさせていただいたところであります。

人口減少の中で持続可能なまちづくりを進めていくためには、好むと好まざるとに関わらず、行政改革というものは欠かすことのできないものでございます。適宜見直しや新しい発想なども取り入れながら鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

◇議 長 星加住民課長。

◇住民課長 私のほうから1項目目の質問にあります自治会の加入世帯の規模別の状況、支援についてご説明をさせていただきたいと思います。

加入世帯の規模別状況でございますが、自治会運営交付金を交付する際、基準日がありまして5月1日現在で加入世帯が10世帯未満につきましては2自治会、10世帯から19世帯が8自治会、20世帯から29世帯が11自治会、30世帯から49世帯が10自治会、50世帯から99世帯が11自治会、100世帯以上が6自治会となっているところでございます。仮に小規模自治会を20世帯未満といたしますと10自治会となる現状でございます。

次に、町からの支援についてでございます。会員相互の親睦を図り、お互いに協力し明るく豊かな地域社会を建設する自治会活動の負担軽減を図り、自治会活動を活発に推進し、地域の振興を図ることを目的といたしまして、また、一部の自治会になりますが、会館管理運営費を合せて自治会運営交付金を交付しているところでございます。また自治会連合会に加入する自治会が行う自治会活動に対しまして、各自治会活動への積極的な参加や取り組みを支援し、町民が主体的に地域づくりに取り組む気運を醸成することを目的といたしまして、自治会活動支援交付金を交付し支援しているところでございます。令和3年度は、自治会運営交付金といたしまして、総額10,191,000円を交付済みでございます。自治会活動支援交付金につきましては、事業が実施期間中ということもありますので交付額がまだ確定されておられません。今のところ190万円を見込んでいるところでございます。

このほかに対話と協働のまちづくりの実現に向けまして、平成20年2月に地域担当職員制度を導入しております。地域活動の活性化と行政運営の円滑化を図ることを目的に職員を2人以上、各自治会に配置しているところでございます。自治会の会議や行事等への参加を通しまして、地域の人たちと密接な関係を築きながら、地域の課題に対する相談や行政とのパイプ役として取り組んでいるところでございます。

以上、私からの説明とさせていただきます。

◇議 長 松川総務課参事。

◇総務課参事 私からは、第3次大空町行政改革推進計画の進捗状況と第4次大空町行政改革大綱及び行政改革推進計画策定のスケジュールについてご説明申し上げます。

第3次大空町行政改革推進計画の進捗状況についてであります。平成29年度から令和3年度までの計画であるため完了していません。したがって、計画期間の途中ではございますが進捗状況についてポイントを絞ってご説明申し上げます。一つ目の柱であります多様な主体との協働の具体的実施項目であります広報広聴による情報の共有化では、町民との情報共有のための広報広聴事業の効果的運用方法の検討を目標としており、広報誌のほか、FMあばしりや地デジ放送を活用した広報活動を行っております。また、現在は安心生活支援事業として新たな情報配信システムの構築を進めている

ところであります。二つ目の柱であります事務事業改善による行政サービスの質の向上のＩＣＴを効果的に活用した行政サービスの向上では、ＩＣＴの効果的活用への検討による町民サービスの向上を目標としており、そのための環境整備として高度通信基盤整備を行い、本年４月より大空町全域で光ブロードバンドサービスの利用が可能となったところです。三つ目の柱であります行政経営基盤の強化と機能的組織編制の定員適正化と機能的な組織編制では、行政の担い手である役場組織の機能向上のための職員数及び人員配置の適正化を目標としており、職員数及び人員配置の適正化では、定員適正化計画の進行管理を継続して実施しております。また、機能的な組織編制としては、令和元年度は、大空町農業担い手育成センターの主管を産業課に移管し、令和２年度は移住・定住相談の窓口を一本化し、機動的に推進していく組織として移住・定住支援室を設置、令和３年度は幼児教育関係について、認定こども園の移行に伴い認定申請等に関する業務を福祉課に移管するなど、組織編制の見直しを進めているところです。最後に四つ目の柱であります財政運営の適正管理の推進の公共施設の有効活用と統廃合の検討では、公共施設の有効活用と多様な観点による施設更新を目標としており、大空町公共施設等総合管理計画に基づき、更新や統廃合について検討しているところであります。引き続き、計画期間の最終年度であります本年度につきましても取り組みを進めてまいります。

次に、第４次大空町行政改革大綱及び行政改革推進計画策定に向けたスケジュールについてご説明申し上げます。本年度は第４次大空町行政改革大綱等の策定期間であるだけでなく、使用料、手数料の３年ごとの見直しの年度でもあります。現在、使用料、手数料の見直し作業と並行して、令和２年度分の大空町行政改革推進計画進捗状況と４年間での結果を基にした実施項目ごとの総括を取りまとめております。総括により見えてくる課題、さらには持続可能な行政運営を行っていくための新たな課題を踏まえ、年内に行政改革大綱の素案を取りまとめ、パブリックコメントを実施していきたいと考えております。最終的には令和４年２月頃を目標とし、第４次大空町行政改革大綱及び行政改革推進計画を決定してまいりたいと考えています。議会に対しましてもご協議させていただきますので、ご指導賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 三條幸夫議員の一般質問中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後１時とします。

(休憩 午後 ０時００分)

(再開 午後 １時００分)

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第５、三條幸夫議員の一般質問を続けます。２番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。コミュニティ活動等について、再質問させていただきます。

コロナ禍でますます住民も繋がりがなくなってきました。自治会連合会等もさまざまな取り組みを行っていますが、各自治会のリーダーの育成ですとか、自治会活動を行いやすくする環境整備、これらの工夫は行政がもっと関わりを持って、対策を講じていくことが必要ではないのかなと思っています。

行政は住民の自主的な活動を支援する立場であることは十分理解しますが、自主的な活動がままならなくなっている自治会も存在しております。地域担当職員も何らかの関わりを持ってくれていると思いますが、自治会の反応は残念ながらイマイチというように聞こえてきております。

役員の人材、担い手不足や相互扶助意識の低下、少子高齢化による新たな課題の対応等、住民の皆さんがこの地域には何もない、この地域はどうしようもないなど、地域への誇りの喪失へと繋がらないように、町はいろいろなことを考えられると思いますけれども、対策を講じていただければと思います。

たまたま昨日の夕刊に、総務省が地域活性、自治会の実態はということで、全国調査をするというようなことが新聞で報道されていましたが、全国で同じような悩みを抱えて、取り組みをされている事例等をこれから共有化するということが、国がまとめようとしています。ぜひ、そういったものがまとまって、いい先進事例等があれば、積極的にそういったものを取り入れて、取り組んでいただければありがたいと思います。

また、地域住民の方が地域づくりを担うためには、活動拠点がどうしても必要だと思います。町長の先ほどの答弁で、どこからも声が挙がっていないという説明がありましたが、声が挙がっていないというか、その自治会の中での話で止まっているのだろーと思います。場所がなくて困っているのは事実でありますから、誰でも気軽に利用できる場所がない自治会というのは致命的だと思います。従来は何とかなっていたのだと思いますが、公民館、会館を有する自治会と、ない自治会ではいろんな面で差があるのかなと思っています。

このまま高齢化、小規模化が進行すると、助け合いの機能が低下し、安心、安全な暮らしや、それぞれ行ってきた伝統行事だとか、先ほど説明のあった花壇の整備とかいろいろなことを自治会が参加してやってくれてはいますが、そういったことがさらに困難になることが予想されます。

身近なところに集まれる施設があれば、高齢者の見守りですとか自主的防災活動への取り組みなど、もっと地域住民が地域住民としての役割等を認識し、活動が活発化されていくものと思いますが、その辺についても行政のいろいろな支援が必要かなと思っています。

単なる金銭的な支援だけではなく、いろいろと人的な支援もいただきながら、自治会活動をより持続性のある活発な自治会となるよう支援をお願いしたいと思います。このことについて、再度、町長のお考えをお聞かせください。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 自治会でさまざまな課題があるというところは、承知をしているつもりでございます。自治会の中のそれぞれのリーダーを育てていく。これは、行政の役割でもあると同時に、自治会なり自治会連合会としても取り組まなければならないことではないかと考えます。そういった中で、共通の認識に立って取り組みを進めていかなければ、また、齟齬が出てしまうという気がしております。

私は常日頃、職員に対し、町民の人材を育成するというのも、役場、行政の組織の職員としての役割のひとつであると。いろいろな機会、自治会の活動に限らず、さまざまな活動に地域の方々を登用していく、またそういう場を設定していくなど、いろんな活動家といいたしうか、リーダーというものが育っていくことに繋がるのではないかと考えております。

私も自治会に所属しておりますし、立場上そういった自治会の方々からも自治会活動そのものの課題などをお聞きする機会もあります。当然、議員もお聞きされていることと思います。先ほど言いましたように、会館にしても、小規模自治会の再編にしても、敷居は高いのかもしれませんが、ぜひ役場にもご相談をいただきたいと、そのようにお伝えをいただければありがたいと思っております。

特に再編の関係につきましては、私も議員と同じように、大空町になってからも、何回となくそういう話を聞きました。その都度、自治会連合会を通じて、再編のことだとか、例えばそれに対する支援のあり方だとか、そういうものをお願いをしたり、提案をしてきました。その一つが例えば自治会の再編であったり、地域担当者制度というものであったり、しかし、やはり先ほど議員が言われたように、「地域担当者制度もイマイチだな」と言われているということは、役場が今までのように、こういうのはどうでしょうかという時代は、もう過ぎたのだらうと思います。再編の話も、大変だ、大変だという声を聞くから、それでは、そのきっかけづくりとして一つの基準をつくって協議をしてはどうでしょうかと、そういうことで話が進むのであれば町としても支援をしますということで、いろんなご提案をしました。しかし、先ほどご答弁で申し上げたように「いろんな経過がある」、「過去もうまくいかなかった」、「どこもそんなことで統合したいなんて言った人は誰もいないぞ」と、結果的にそういうご返事が返ってくるということであれば、行政の押しつけに映っていると思わざるを得ないというのが私の実感でございます。

先ほど言ったように地域の人材を育てていくということは、いろんな形でやっていかなければならないと思っておりますが、再編などについては、そういう現状もあり、ご理解を賜りたいと。決して、知らないと言っているわけではなくて、そういうご相談があれば、そこは親身にご相談に応じて、何かしらの方法がないか、また橋渡しをする役目だとか、そういうことについては、労をいとわないうつもりでおります。

地域の会館でありますけれども、確かにあればいいというのはそのとおり

だと、あったらいいな、自分の部屋が欲しい、自分の館が欲しいというのは、常にどなたも思うことではないかなと思っております。ただ、いろいろ工夫をされて今までも来られました。さらに町が取得してということになると、また町の公共財産を増やしていくということになってしまいます。私がおもうのは、今あるものを建て替えるのであれば、規模を縮小する必要もあるのではないかと。また、二つあるものを例えば機能を統合して一つにできないとか、そういうことを今まさにしている現状でありますので、町が所有して、何がしかのそういう場所をつくるということは、私としてはなかなか考えづらいと思っております。

ただ、ほかの市町村の例などを見ておりますと、例えば、農村部にもありますけれども、公共施設ではないですけれども、その地域の方々が何がしかの形で確保している、例えば借りている、所有をしているような、そういう施設といいましょうか場所は存在しているかと思えます。私どもの町は農村部などについて、町が東藻琴地区も女満別地区も整備してまいりましたので、そういう制度はありませんが、ほかの町では例えば地域の自治会が、地域がそういうような施設を自ら所有したり、借りたり、そういうことに対する助成制度、その負担を軽減する制度というものなどはあるようでございます。ただ、最近どの程度使われているかというところまで私ども調査をしておりますが、そういうものが一つ検討の材料になるのではないかと。例えば、地域の中に空き家が存在する。それをいくらいくらで、例えば買うのか、借りるのか。そういうことに対する町としての支援措置などということは考えてもいいのではないかなと、私はそのように考えておりますので、もしそういう方向ででもということであれば、先進地の事例といいましょうか、取り組んでいる市町村の事例なども参考にしながら、またお諮りをしてまいりたいと思っているところでございます。

◇議 長 2 番、三條議員。

◇三條議員 はい、2 番。自治会と町の関係はキャッチボールをしているような感じで、自治会がここまで言ってくれば町は応援する。自治会のほうも町がここまでやってくれたら我々はやるよと。何かキャッチボールをしているような気もするのですが、どこかで一步踏み込まないと進まないのかなと思えます。

私、この間、自治会連合会長と話をさせていただいて、この質問の内容など話をさせていただきました。以前は役員のなり手は沢山いたのですが、今の自治会は以前のように役員のなり手がなかなかいない。皆さんそれぞれ高齢になっても働きに出ておられ、ご婦人方も働かれています。自治会なんてかまっていられないという形のそういう風潮が町の中に一部あるのかなと思っています。そこから取り残された自治会は、何か物を発信するのかなと思ったら、いや、私 1 年限りの役員だから、喉元通り過ぎてしまえば後いいやという感じで、結果的にそのままずっと引きずってきているというようなことです。

最終的に自治会がいろんなことのカバーができなければ、結果的に町のほうにすべてやってくれというのはちょっと困るなど、自治会の中でできることは自治会で取り組んでいきたいという思いは皆さんあると思うのですけれども、それができなくなっているのが実態です。

今日、どうのこうのということではないのですが、全国いろんな自治会活動、取組等ありますので参考にしながら、ぜひ、もう一步踏み込んで取り組んでいただけないかなと思っています。

◇町長 何度も申し上げますが、町長となりまして、もう一步、二歩、三歩進んでお願いをしてまいりました。そのお答えが「放っておいてほしい」「私どもが助けを求めるまで行政は口を出すな」と、かなり手厳しい言葉で叱責をされました。ですので、私が町長のうちは、町のほうから再編を呼び掛けたり、促したり、検討を求めたりということとはしないと。この大空町になって10年間の間の何回ものやりとりの中で、私は決断をいたしました。そういうことであれば、自治会の皆さんから実情をお話しいただいて、こんなことをしてみたいとか、できないかとか、そういうご相談をいただいた中で取り組んでいきたいなと。

私も当初は、三條議員と同じように職員にも、それは自治会の自主的なことだから、例えば職員との話の中で、そうは言いながら行政として一步踏み込まなければ駄目じゃないか、そういう思いで2度も3度も自治会と話をしてみまいりました。その10年の結果が先ほど言ったお話で、議会の中でも、議会の皆さん方と自治会連合会の方々との意見交換の中でも、確か同じようなお話があったのではないかと。「どこも困ったなんて言っているところはないぞ」という話で、「あつたら言うから」ということだったのではないかと思います。私はそれを待っているということだにご理解をいただきたいと思います。

確かに、1年交代で自治会の役員の方々、その他の地域のいろんな団体などの役職員のなり手がいない。そういうところに先ほど言ったようにいろんな方が自主的に就いていただけるように、町としてお願いをするいろんな役職、そういうものも固定化をしないでいろんな年代の方に、いろんな性別の方にお願いができるように、役場の職員が地域に目を向けて、あそこにこんな人がある、こんな方もいらっしゃる、そういう方をいろんなところに登用してお願いをしていく。そのことが例えば、そういう活動を見て、例えば自治会の方が、あの人はいろんなことができる人だ、ぜひ、自治会の役員もお願いをしたいと、そういう発掘をしていく、そういうことも必要なことだというふうに思っておりまして、そういう意味で、地域の人材育成というところには、私どもも力を注いでいかなければならない。

また、先日の模擬議会でも言われておりましたように、とりあえず今、何とかなればいいんだという話もありますが、やはり、子どもたちばかりではなくて、町民の方全員に、この町に愛情を持って接していただく、そういうことを何とか少しでも思っていただけのような活動をしていく。自分さえなんとか1年頑張ればいいわ、後はどうなってもという話ではなくて、将来に

向けて、この地域がなんとかやっていくためには、それぞれの方々がこの地域にも、また隣近所の方々にも愛情を持っていただきながら接する、そういう活動を何とか目指していきなと。その想いについては持ちながら、私どももどういう方向がいいのか、なかなか具体的には申せませんが、そういう気持ちを持ちながら取り組んでいくこと。地域支援的な組織としての自治会と行政というのはいろんな意味でお願いをしたり助けられたり、そういう関係であろうというふうに思いますので、先ほど言ったようにどこかで全く立ちいかないことにならないように、議員がそういう地域をご存知であれば、ぜひ地域の方々に一度役場にもちょっと声をかけてみてよと、議員のほうからもお伝えしてあるということによって言っていたら、私どもしっかりとご相談に乗って、立ちいく方法などについて一緒に考えてまいりたい、そのように思っています。ぜひよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 2 番、三條議員。

◇三條議員 はい、2 番。町長のおっしゃることはもともとだと思いますけれども、これなかなか難しいですね。自治会活動、私のところは100世帯ぐらいありますから影響もありますが、必要ないよという自治会は、ちゃんと活動ができています自治会なのだろうと思います。小さい自治会って声もあまり出さない自治会もございますから。

町長の考えは分かりましたので、そこはそれでまたお伝えしていきなと思います。自治会のほうからそういったことを考えて、行政と協議をさせていただくという方向であるということとは分かりました。

次に、行政改革について、再質問させていただきたいと思います。

評価を行うこと自体が目的化して、評価結果の具体的な活用が進んでいない状況にあるものもあると思います。評価結果活用の目的が明確であり、活用に向けて、評価の目的とか見直し範囲まで具体化されているものなどさまざまあったのですが、行革全体のことで一点だけ町長にお聞きしたいのですが、いろんなこと見直しをされている中で、特に合併して15年経過しています。施設とかイベント等含めて費用対効果だけで判断するのが難しいものも多いのかなと思いますが、そろそろ、合併効果がどうなのか求められている時期に来ているのかなと思います。財政も厳しいというお話も聞いていますし、その通りだというふうに思います。これについて、町長として今後どうあるべきか、考えをお聞かせいただければと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 合併の効果ということ当初よく言われました。また、10年が経過しても言われてきた経過がございますけれども、私が思いますには、例えば職員数が、あの当時の人数でなくてもやりくりができるようになっている。これは合併のことばかりではありませんけれども、例えば、起債残高が当時から見ると減っている。起債残高だけでは測れないところもありますの

で、実質公債費比率なども合併した当時は23.4だったものが10.なにがしという数字になってきた。そういう財政面のことなどについては、具体的に積み上げていけば数字としてでてくるものというのは幾つもあるかと思っています。

ただ、私が思っておりますのは、小さな町女満別町と小さな村東藻琴村が合併した。よく職員と話をしますのは、あの時合併をしないで、これから10年、15年経っていたときの女満別町と東藻琴村と今の大空町を現実と比較するわけにはいかない。しかし、どうだったのだろうかということを想像しながら見比べて見る。その時に先ほどのような自治会の活動であるとか、地域の活動であるとか、人材不足の状況だとか、そういったものがどうだったかなと。私は今の大空町にもいろんな課題ありますけれども、単独で女満別町として、東藻琴村として経営をしてきた15年があったとしたら、そこと比べて今の大空町は、私はプラスの面が多かったのではないかなと考えています。ただ、これを数字で表わすというのはなかなか難しいことでありまして、それぞれの皆様のお気持ちの中で、そういった見方をしながら見比べてみるということが必要ではないかなと思います。

ただ、もう一つ言えることは、失敗だったかなということでご判断をされる方もいるかと思いますが、だからといって15年前に戻ってもう一度やり直すというわけにもいきません。それを踏まえながら、これから先どうするかということを考えていかなければならないということではないかなと。そのように考えれば、効果を云々というよりは今の大空町の課題を拾い出して、それを改善していくということに傾注していく必要があるのではないかと。

高校の1年生にお会いしました。大空町生まれですと。父さんや母さんは、東藻琴村、女満別町と言うかもしれないけど、私たちはそれを知らない。大空町しか知らないですという世代が多くなってきました。また、大空町になって、こちらに来られた方々、昔のことを十分つまびらかにご存知なわけではないということから考えると、決して効果云々ということで、それをしないというつもりもありませんけれども、そのことよりは前を向いた今の課題を捉えて進んでいくということが大切ではないかなと。そういうことの一つとして、行政改革というものがあるのではないかと、そのようにも感じているところでございます。ちょっと答弁にそぐわないようなところもあるかと思いますが、想いとして、そのように感じております。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。いずれにしても行政改革、なかなか難しい部分もあるかと思いますが、大綱のサブタイトルにもありますように、行政サービスの最適化と町民の満足度の向上に向けて、さらなる努力を重ねていただきたいと思います。

以上で、質問は終わりたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今の第3次の行政改革という、あれをカットするとか、これを止めるとかという言い方はあまり表面的には出てはきていません。ただ、あいつたことをやるためには、どこかを見直して、例えば歳出の削減であるとか、場合によっては職員数の削減、また、事業の取りやめだとか歳入の確保、歳入の確保ということは使用料や手数料を値上げするということにも繋がりますけれども、そういうことで、町民の皆さんの痛みも求めなければならないような項目が沢山ございます。

そのように考えると私のその行革ということに対する思いとすれば正直あまりやりたくないなと、もっとあっちにもこっちにもそっちにも予算も沢山付けて、値上げはしないで、職員数も減らさないで、事業もできるだけいろんなことをやって、そのほうが皆にいい顔できていいな。やりたくないなというのが正直な気持ちです。

ただ、先ほど言ったように、課題もたくさんあって、将来この町が持続的にずっと運営されていくためには、今のことだけ、先ほどの自治会の話になるかもしれませんが、今、私の代だけ良ければいいという訳にはいかないよなと。将来あの時に山下がこんなことをやったからこんな大変なことになったと言われるのは嫌だなという思いもあって、今と、さらには将来を見ながら考えたときに、今、しなければならぬこともある。そういう思いの中で、この行政改革というものにも取り組んでいるところでございます。

ぜひ、今後ご理解をいただきながら、いろんな提案を好むと好まざるとにかかわらずしていかなければならない現状がございます。そういう思いでお話をこれからも申し上げてまいりたいと思いますので、それぞれまたご指摘をいただければありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◇議 長 これにて三條幸夫議員の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変お疲れ様でした。

(散会 午後 1時28分)

令和 3 年第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 令和 3 年 9 月 9 日
- ・ 開 会 令和 3 年 9 月 9 日
- ・ 閉 会 令和 3 年 9 月 10 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	後	藤	忍	7 番	品	田	好	博
2 番	三	條	幸 夫	8 番	齋	藤	宏	司
3 番	上	地	史 隆	9 番	松	岡	克	美
4 番	田	中	裕 之	10 番	深	川		昇
5 番	原	本	哲 己	11 番	松	田	信	行
6 番	沢	出	好 雄	12 番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会	教育長
代表監査委員		農業委員会	会長

副町	長	福祉課	長
総合支所	長	福祉課	参事
会計管理者		産業課	長
総務課	長	産業課	参事
総務課	参事	建設課	長
総務課	参事	建設課	参事
移住・定住支援室	長	住民福祉課	長
住民課	長	総務課	主査

生涯学習課	長	生涯学習課	参事
生涯学習課			参事

農業委員会事務局	長	選挙管理委員会事務局	長
監査委員事務局	長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和3年第3回大空町議会定例会議事日程

第2号 令和3年9月10日（金） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第4 議案第63号 大空町過疎地域持続的発展市町村計画について
- 日程第5 議案第64号 大空町都市計画マスタープランについて
- 日程第6 議案第65号 緑地区小水力発電施設の維持管理に関する事務の委託について
- 日程第7 議案第66号 大空町情報公開条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第67号 大空町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第68号 大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第69号 令和3年度大空町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第11 議案第70号 令和3年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第71号 令和3年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第72号 令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第73号 令和3年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第74号 令和3年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 認定第1号 令和2年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第2号 令和2年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第3号 令和2年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第4号 令和2年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第5号 令和2年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第6号 令和2年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第7号 令和2年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第23 認定第8号 令和2年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 議案第75号 令和3年度大空町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第25 発議第8号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める要望意見書
- 日程第26 発議第9号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための要望意見書
- 日程第27 発議第10号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書
- 日程第28 発議第11号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める要望意見書
- 日程第29 報告第10号 専決処分の報告について
- 日程第30 報告第11号 令和2年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について
- 日程第31 報告第12号 令和2年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第32 報告第13号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会教育長	渡邊國夫
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	福祉課長	鈴木章夫
総合支所長	田中信裕	福祉課参事	阿部雅浩
会計管理者	平田義和	産業課長	作田勝弥
総務課長	林敏美	産業課参事	中村直樹
総務課参事	松川一正	建設課長	高島清和
総務課参事	小堀弘樹	建設課参事	山本純生
移住・定住支援室長	秋葉暢康	住民福祉課長	阿部征弘
住民課長	星加政志	総務課主査	安念真人

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐々木徳幸	生涯学習課参事	村山修
生涯学習課参事	菅野洋治		

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁充清
------	-----

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	井上透
------	-----

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁充清
------	-----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	藤田勉	事務局主幹	田中学
------	-----	-------	-----

以上のとおり報告する。

令和3年9月10日

大空町議会議長 近藤哲雄

(開会 午前 10 時 00 分)

◎会議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、令和3年第3回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、9番、松岡克美議員及び10番、深川昇議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

暑い方は、上着を脱いでよろしいです。

◎日程第2 承認第7号

◇議 長 日程第2、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書1ページをお開き願います。承認第7号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和3年9月9日提出、大空町長、山下英二。

3ページをお開き願います。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和3年8月12日、大空町長、山下英二。

5ページになります。今回の補正予算は、このたび本町に対しまして損害賠償請求事件の訴状送達があり、早急に対応する必要がありましたことから、掛かる経費につきまして、専決処分をさせていただいたものでございます。

令和3年度大空町一般会計補正予算（第6号）。

令和３年度大空町一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８６万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ９１億８，７３９万３，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。令和３年８月１２日、大空町長、山下英二。

７ページをお開き願います。第１表、歳入歳出予算補正。歳入です。

１９款、繰入金に８６万４，０００円追加。歳入合計は８６万４，０００円を追加し、９１億８，７３９万３，０００円とするものです。

８ページをお開き願います。歳出です。

６款、農林水産業費に８６万４，０００円追加。歳出合計は８６万４，０００円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、１４、１５ページをお開き願います。

６款１項５目、農地費の１２節、訴訟委託料に８６万４，０００円の追加は、先ほどご説明させていただきましたとおり、損害賠償請求事件への対応に要する訴訟代理人費用でございます。

続きまして、歳入の説明をしますので、１２、１３ページをお開き願います。

１９款１項１目１節、財政調整基金繰入金に８６万４，０００円追加は、今回の補正予算の財源とするものでございます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、何卒ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。２番、三條議員。

◇三條議員 はい、２番。損害賠償ということですが、何の損害賠償なのか。中身を教えてくださいたいと思います。

◇議 長 中村産業課参事。

◇産業課参事 今回、訴訟された事件につきましては、すでに完了しております国営かんがい排水事業美女地区で実施していました河川改修排水路整備に伴い、一部、耕作橋がございまして、その耕作橋を今回、公共補償という観点から架け替えを行わなかったということで整理をしております。

架け替えを行わなかったことに対しまして、橋の架け替え費用の１０％と精神的な慰謝料ということで訴訟をされた、訴えられたということでございます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第7号、専決処分の承認
を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第3 諮問第1号

- ◇議 長 日程第3、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題とし
ます。

本件について、提案理由の説明を求めます。山下町長。

- ◇町 長 議案書の17ページでございます。諮問第1号、人権擁護委員の
推薦について。

人権擁護委員、北島恵子が令和3年12月31日をもって任期が満了する
ので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を後任委員に推薦
することについて議会の意見を求める。令和3年9月9日提出、大空町長、
山下英二。

記、住所、北海道網走郡大空町女満別夕陽台1丁目5番7号。氏名、北島
恵子。生年月日、昭和31年10月1日生まれの64歳でございます。

北島氏は、平成28年1月から2期6年間、人権擁護委員として人権啓発
及び相談活動に従事をされ、誠意をもって活動に取り組まれております。地
域の実情にも通じ、温厚な人柄であり、人権擁護委員に適任であると判断を
いたしております。引き続き同氏を推薦申し上げたく、議会の意見を求める
ものでございます。

本人の経歴等につきましては、定例会参考資料の1ページ、2ページに記
載をしております。ご参照いただきたいと思います。存じます。

提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りますよう
お願いを申し上げます。

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
暫時休憩します。

(休憩 午前 10 時 9 分)

(再開 午前 10 時 10 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りします。本件は、お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申
したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、諮問第 1 号、人権擁護委員の
推薦については、お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申すること
に決定しました。

◎日程第 4 議案第 63 号

◇議 長 日程第 4、議案第 63 号、大空町過疎地域持続的発展市町村計画
についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。松川総務課参事。

◇総務課参事 議案書 19 ページをお開き願います。議案第 63 号、大空町過
疎地域持続的発展市町村計画について。

大空町過疎地域持続的発展市町村計画を別冊のとおり定めることについて、
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により、
議会の議決を求める。令和 3 年 9 月 9 日提出、大空町長、山下英二。

これまで人口減少や地域の活力の低下などに取り組むため、昭和 45 年に
施行された過疎地域対策緊急措置法から、平成 12 年に施行された過疎地域
自立促進特別措置法に基づき、市町村過疎計画を策定し、財政上の優遇措置
を活用してきました。

本町が過疎地域として指定を受けてきました過疎地域自立促進特別措置法
が令和 3 年 3 月末で失効し、令和 3 年 4 月 1 日より、新たに過疎地域の持続
的発展の支援に関する特別措置法が令和 12 年度までの 10 年間の時限立法
で施行されました。

本町では、この新法でも引き続き、過疎地域として指定を受けることとな
ったことから、過疎地域に対する国の財政上の優遇措置を活用するとともに、
人材の確保や育成、雇用の拡充、住民福祉の向上等を図るため、大空町過疎
地域持続的発展市町村計画を定め、取り組みを推進してまいります。

内容につきましては、別冊の大空町過疎地域持続的発展市町村計画により、
ポイント絞ってご説明申し上げます。

1 枚めくっていただきまして、目次でございますが、本計画につきまして

は、1、基本的な事項で、大空町の現況や持続的発展のための基本方針、計画期間などを記載し、2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から、次ページ、11、地域文化の振興等までの10項目について、現状における問題点を踏まえ、その対策を掲げているところです。

1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。1、基本的な事項（1）大空町の概況ですが、ア、自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要としまして、大空町の地理的な条件や気候、成り立ちや産業、社会基盤などの状況について記載しているところです。

2ページをご覧ください。イ、過疎の状況としまして、昭和35年から平成27年度までの55年間で人口が半数以下となっている状況や、その要因などを明らかにしています。ウ、社会経済的発展の方向につきましては、担い手の不足による産業の衰退や地域の活力が懸念される中、豊かな農村景観を生かし、環境に負荷をかけない農業の展開、豊かな自然など、この地域の魅力を最大限に活用した体験・滞在型のイベントの開催、空港を生かした活性化策の展開、他の自治体との連携などで経済の波及を促していくことの必要性について記載しています。

下段（2）人口及び産業の推移と動向につきましては、3ページにかけて人口の減少に加え、若年者の比率が減少する一方で高齢者比率が高まり、今後も人口減少が続くことを示しています。

4ページをご覧ください。（3）行財政の状況ですが、限られた財源の中、効率的な行政運営に努め、道路などの社会基盤整備のほか、公共施設の整備など生活環境の向上に努めてきたところです。

6ページをお開き願います。（4）地域の持続的発展の基本方針について。方針を定める上で、温室効果ガスの排出をゼロにし、地球温暖化を防止するための脱炭素社会、カーボンニュートラルの実現と、個人の健康で文化的な生活を確保し、社会の持続的可能性を確保する持続可能な開発目標、SDGsの達成を目指すことを基本方針の根幹として位置づけています。これからのまちづくりを進めていくためには、カーボンニュートラルの取り組みとSDGsの取り組みを常に念頭に置きながら進めていかなければなりません。その上で、第2次大空町総合計画にある5つの基本目標に基づき、産業の振興や学びの充実、安心して暮らせる地域づくりなどを実践し、掲げた将来像の実現に取り組んでいくこととしています。

7ページをお開き願います。下段から8ページにかけて記載しております。（5）地域の持続的発展のための基本目標については、今計画から新たに設定が義務づけられたものです。人口及び財政力に関する目標については、第2次大空町総合計画と整合させ、人口では、令和7年度で6,800人、財政力指数では、令和7年度で0.263と設定しています。

同じく8ページの上段、（6）計画の達成状況の評価に関する事項も、今計画から新たに記載が義務づけられたものです。今計画に掲げられている施策は、第2次大空町総合計画に基づき展開していますので、総合計画実施計画の事務事業評価により達成状況を確認してまいります。

（7）計画の期間は、令和3年4月1日から新過疎法施行に合わせ、令和

8年3月31日までの全期5カ年間としています。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合についても、今計画から新たに記載が義務づけられたものです。公共施設が老朽化していく中、平成29年に策定した大空町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、人口減少や少子高齢化社会など、長期的な視点で、更新、統廃合、長寿命化、さらには施設の総量削減などを計画的に進めていくこととしています。

続きまして、新過疎法に規定された地域の持続的発展のために実施すべき施策についてご説明申し上げます。

それぞれの項目ごとの記載内容は、(1) 現況と問題点、(2) その対策、(3) 計画という作り込みをしていますが、一部項目に産業振興促進事項及び公共施設等総合管理計画について記載しています。

まず、2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成は、今計画から新たに項目立てされた施策です。令和2年度に移住・定住支援室を設置し、移住促進、雇用確保などの取り組みを一体的に推進しています。しかしながら、お試し暮らしの利用者は一定数いるものの、移住に結びついていないなどの課題があります。そのため、本町の交通アクセスの優位性や災害の少なさなどをPRし、完全移住や二地域居住などに繋げていくこととしています。

令和3年度に開校した大空高等学校の生徒と地域の交流が図られる地域間交流拠点施設整備や、網走刑務所作業用地を活用し、まちづくりや関係人口の創出に資する取り組みを記載しているところです。

10ページをご覧ください。3、産業の振興ですが、農林水産業、商工業、観光に関する記載となっていますが、特に農業では安心・安全な作物を生産・販売と高付加価値化、自然環境等に配慮した環境保全型農業の確立、ICTを活用したスマート農業の展開、広域穀類乾燥調整貯蔵施設の機能向上を図っていくことが必要であります。また、商業や観光などは、新型コロナウイルスの感染拡大により大きな痛手を被っています。コロナ収束後を見据えた施策の展開が課題となっています。

13ページをお開き願います。上段(4) 産業振興促進事項ですが、項目の中で唯一、産業の振興のみ記載しています。産業振興促進区域を大空町全域とし、対象業種は新過疎法第24条に規定されている製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等とし、計画期間は本計画と同じとするものです。産業振興促進事項を位置づけることで、条例に基づき対象となる業種の設備投資に対し、固定資産税の課税免除を行った場合、国からの財政措置を受けることが可能となります。また、事業の実施に際しては、大空町公共施設等総合管理計画と整合を図ります。

中段、4、地域における情報化ですが、今計画から新たに単独の項目とされた施策です。令和2年度に高度無線環境整備推進事業を実施し、令和3年4月から大空町内のすべての地域で光ブロードバンドが提供開始となりました。オンライン教育やテレワーク、スマート農業などにおいて、ICTの活用が一層進んでいくものと捉えており、同じくICTを活用して行政サービスの高度化、業務効率化を進めていく必要があります。

14ページをご覧ください。中段、5、交通施設の整備、交通手段の確保

ですが、暮らしや産業を支える道路網の整備や冬期間の除雪対策、公共交通機関の運行確保と利便性の向上を図ることとしています。

15ページをお開き願います。1行目から対策の事項を掲げ、中段、計画の表に具体的な事業としまして、道路や農地整備などを記載しているところです。また、事業の実施に際しては、大空町公共施設等総合管理計画と整合を図ります。

次に、16ページ、6、生活環境の整備ですが、暮らしに欠かすことのできない水道の安定供給や下水道、ごみ処理の対応、救急・災害体制の確立、さらに住環境の整備や廃屋対策など、生活環境に影響を及ぼす課題への対応が必要であり、その対策として、水道や一般廃棄物最終処分場などの適正な維持管理や新たな一般廃棄物最終処分場の整備に向けた検討、計画的な公営住宅の整備、消防・救急・防災対策の充実を図っていくこととしています。

18ページから19ページにわたる計画の表には、具体的な事業として水道関連施設整備や廃棄物処理施設整備などを記載しているところです。なお、事業の実施に際しては、大空町公共施設等総合管理計画と整合を図ります。

19ページ中段、7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上、増進ですが、今計画から新たに子育て環境の確保が項目に頭出しされたところです。少子高齢化に伴い人口減少が進行する中、乳幼児から高齢者までの保健・医療・福祉が一体となった対応が重要です。安心して子どもを産み育てられる環境づくりや、子育てを地域全体で支援すること、高齢者の方や障がいを持った方が地域で支えられながら、安心してかついきいきと社会参加できる福祉サービスの充実が課題とされ、20ページ、認定こども園整備事業や高齢者等移動支援事業などの対策を講じていくこととしています。また、事業の実施に際しては、大空町公共施設等総合管理計画と整合を図ります。

21ページをお開き願います。8、医療の確保ですが、将来にわたり安心した暮らしを実現するためには、地域医療の安定確保を図る必要があります。医療体制の充実など必要な支援を行うとともに、医療従事者の確保が課題となっており、計画の表には、網走厚生病院脳神経外科医療体制整備事業、東藻琴診療所施設整備事業、女満別中央病院医療環境等充実事業を記載しているところです。また、事業の実施に際しては、大空町公共施設等総合管理計画と整合を図っていきます。

続きまして、下段、9、教育の振興から22ページですが、幼児教育については、認定こども園に移行した上で幼児教育を充実させていくことと、義務教育については、教育内容の変化や安心・安全の観点から、引き続き、教育環境の整備充実を図る必要があります。大空高等学校については、魅力ある高校づくりを進めていくとともに、老朽化した校舎の改修や寄宿舎の整備を図っていく必要があります。社会教育については、その活動に資する集会施設や体育施設等の有効活用や計画的な整備が課題となっています。23ページの計画の表の記載のとおり、大空高等学校寄宿舎整備事業など各種事業に取り組んでいきます。また、事業の実施に際しては、大空町公共施設等総合管理計画と整合を図ります。

24ページをご覧ください。10、集落の整備ですが、道路交通網の整備

や地域集会施設の整備などを行い、地域コミュニティの醸成に努めています
が、今後は高齢化に対応した交通環境の充実や生活環境の整備が課題とな
っており、計画の表には公民館整備事業などを記載しているところです。また、
事業の実施に際しては、大空町公共施設等総合管理計画と整合を図ります。

下段、11、地域文化の振興等ですが、豊かな人間性や個性ある文化を築
き上げるため、芸術文化活動への支援や指導者の養成、芸術文化鑑賞機会
の充実を図ってまいります。また、貴重な歴史的資料や国の天然記念物に指定
されている湿生植物群落の適正な管理、保存を行っていくこととしています。
また、事業の実施に際しては、大空町公共施設等総合管理計画と整合を図
ります。

26 ページからの事業計画の表につきましては、ご説明申し上げました各
対策事業中の事業を一括して再掲載しているものです。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議くださいますようお願い
いたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号、大空町過疎地域持続的発展市町村計画についてを
採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第63号、大空町過疎地
域持続的発展市町村計画については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第64号

◇議 長 日程第5、議案第64号、大空町都市計画マスタープランにつ
いてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書21ページをお開き願います。議案第64号、大空町都市
計画マスタープランについて。

大空町都市計画マスタープランを別冊のとおり定めることについて、大空

町議会基本条例第8条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和3年9月9日提出、大空町長、山下英二。

現行の大空町都市計画マスタープランは、平成23年度に策定を行っております。策定からおおむね10年が経過し、中間年次として、社会情勢等の変化や上位計画である大空町総合計画等との整合を図るため、令和2年度より見直しを行ってまいりました。

次に、計画の内容につきましてご説明申し上げます。都市計画マスタープランとは、土地利用や公園、道路などの都市施設の整備等に関する計画について、おおむね20年先を見据えた基本的な方針を定めたものです。見直しの背景といたしましては、現行の大空町都市計画マスタープラン策定から、中間年次を迎え、上位計画である本町の総合計画や北海道が定める女満別都市計画区域の整備、開発及び保全の方針が見直されたことから、これら計画との整合を図るとともに、近年の情勢の変化に対応するため見直しを行なうものです。

続きまして、別冊の大空町都市計画マスタープランで全体の構成について説明いたします。表紙をめくっていただき、目次のページをお開き願います。全9章からなる構成となっております。各章の概要につきましてご説明いたします。

第1章、都市計画マスタープランについては、都市計画マスタープランとはどういうものなのか、見直しの背景及び目標年次等について記載しております。

第2章、大空町の現況では、本町における人口の推移、土地利用、都市計画施設の現況などを整理しております。

第3章、上位計画・関連計画の概要では、上位計画であります第2次大空町総合計画や各種関連計画の概要を整理しております。

第4章、大空町まちづくりに関するアンケートでは、町民の皆様から、まちづくりに対する意見をいただくため実施したアンケート調査結果について記載しております。

第5章、まちづくりの課題では、大空町の現況、旧都市計画マスタープラン、大空町総合計画、まちづくりに関するアンケートなど4項目からの課題を大空町都市計画マスタープランの課題として整理しております。

第6章、全体構想では、まちづくりの目標、将来の都市構造、まちづくりの方針などについて、検討結果を記載しております。

1枚めくっていただき、第7章、地域別構想では、前回の都市計画マスタープランと同様に女満別地区、東藻琴地区の2地域に区分し、都市計画に関わるまちづくりの将来像を設定しております。

第8章、実現化の方策では、都市計画マスタープランに示された大空町の将来像を実現していくために、住民や企業等と行政の協働によるまちづくりを目指し、社会情勢の変化やまちづくりに対するニーズの多様化などに対応するため、必要に応じ、適宜、都市計画の見直しを行うこととしております。

最後に、第9章、資料：アンケート自由意見では、町民アンケートに記載いただきました自由意見について整理し、掲載しております。

以上で各章の概要について、説明を終わります。

続きまして、５７ページをお開きください。下段の５、大空町都市計画マスタープランの課題として、大空町の現況や町民アンケートなどによる課題を総括し、記載しております。これらの課題に対応するための方針として、都市防災、土地利用、都市施設の観点から、主要な３点の方針について説明いたします。

７７ページをご覧ください。都市防災の方針です。町民アンケートでも都市防災に関しては関心の高い結果となっており、大空地区河川防災ステーションの設置予定、大空町強靱化計画により、災害に強い都市基盤の整備を進めていく方針としております。

８４ページをご覧ください。土地利用については、女満別地域の地域別構想のページになります。

①土地利用の方針の二つ目の丸に、３・３・２空港通沿道の用途地域見直しを検討する旨、記載しております。北海道横断自動車道網走線延伸や女満別空港民営化など今後の動向を見据え、空港通沿道のエリアについて、現状より規模の大きな店舗などの建設を可能にすることを目的としております。

８５ページをご覧ください。都市施設です。

②道路・交通施設の方針の二つ目の丸に、都市計画道路の長期未着手部分の検討について、記載しております。人口減少等の社会情勢による土地利用の動向を踏まえながら、効率性を重視した計画的な整備を検討するとともに、長期未着手の都市計画道路の廃止を含めた見直しの検討を行います。具体的な廃止路線箇所については明示しておりませんが、用途地域の見直し同様、本格的な路線の変更手続きに至る前段階として、本方針にその旨を記載しておくものです。

次に、三つ目の丸、女満別地域と東藻琴地域を結ぶ地域連携軸の形成について記載しております。両地域を結ぶ経路について、地域連携軸とし、地域間の連携、ネットワークの向上として、国道、道道、開陽中央線等の整備促進を図ります。

これで大空町都市計画マスタープランの主要な方針についての説明を終わります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号、大空町都市計画マスタープランについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第64号、大空町都市計画マスタープランについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第65号

◇議 長 日程第6、議案第65号、緑地区小水力発電施設の維持管理に関する事務の委託についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。田中総合支所長。

◇総合支所長 議案書の23ページでございます。議案第65号、緑地区小水力発電施設の維持管理に関する事務の委託について。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、令和4年4月1日から緑地区小水力発電施設の維持管理の事務の一部を清里町に委託するため、別紙のとおり規約を定め、同条第3項で準用する第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。令和3年9月9日提出、大空町長、山下英二。

清里町にあります緑ダムにつきましては、国営畑地かんがい事業で利用している網走市、斜里町、小清水町、清里町、大空町の1市4町で協議会を組織して管理しております。この緑ダムに売電による維持管理費の節減と二酸化炭素の排出削減のため、平成30年度から道営事業により小水力発電施設を建設しており、令和4年6月から供用開始予定でありますことから、建設後の維持管理の事務の一部について、清里町に委託するための規約を定めるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書25ページをお開き願います。緑地区小水力発電施設の維持管理の事務委託に関する規約の内容についてご説明いたします。

第1条の目的につきましては、網走市、斜里町、小清水町及び大空町が道営地域用水環境整備事業緑地区で造成された小水力発電施設に関する事務の一部を清里町に委託し、清里町はこれを受託することを規定しております。

第2条では、清里町に委託する事務の範囲を規定しております。小水力発電施設の維持管理、売電収入、積立金等の管理に関する事務のほか、委託事務の管理及び執行のため必要な事務としております。

第3条では、委託事務の管理及び執行の方法について規定しておりまして、清里町の条例、規則、その他の規程、要綱等の定めるところによるものとし、これらを変更する場合は、関係市町に通知しなければならないとしております。

第4条は、経費の負担について規定しております。委託事務の管理及び執

行に要する経費は、清里町と関係市町の負担とし、委託費の額及び納付の方法は、清里町長と関係市町の長が協議して定めることとしております。

第5条は、予算の計上について規定しております。清里町長は委託を受けた事務の管理及び執行に係る収入、支出について、清里町小水力発電事業特別会計において計上することとしております。

第6条は、売電収入について規定しております。委託事務の管理及び執行により発生する収入は、すべて清里町の収入とし、その収入より施設管理経費及び積立金等を控除した額を国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会へ畑地かんがい施設の維持管理費として交付することとしております。

議案書26ページになります。第7条は、経費の繰越使用について規定しております。清里町長は、各年度において委託事務の執行に係る予算の残額がある場合は、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとし、この場合、清里町は繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後、速やかに関係市町の長に提出しなければならないとしております。

第8条は、委任について規定しておりまして、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、清里町長と関係市町の長が協議して定めることとしております。

附則といたしまして、この規約は令和4年4月1日から施行することとしております。

なお、議会定例会参考資料の3ページに緑地区小水力発電施設の位置図、施設の概要を掲載してございますので、ご参照いただければと存じます。

以上、提案理由をご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号、緑地区小水力発電施設の維持管理に関する事務の委託についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第65号、緑地区小水力

発電施設の維持管理に関する事務の委託については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 66 号

◇議 長 日程第 7、議案第 66 号、大空町情報公開条例の一部を改正す条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書 27 ページをご覧ください。議案第 66 号、大空町情報公開条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 3 年 9 月 9 日提出、大空町長、山下英二。

29 ページは改正条文でございます。

内容につきましては、参考資料にて説明をさせていただきますので、参考資料の 5 ページをお願いします。

大空町情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表です。このたびの改正は、本町を含むオホーツク管内の 13 町村と 4 つの一部事務組合で共同設置されておりますオホーツク町村公平委員会におきまして、公文書の情報公開に関する規程が整備されることに伴い、各構成団体の関係例規の改正が必要となったことによるものです。

具体的には、表の右側、条例第 2 条中「及び固定資産評価審査委員会」を左側改正後で「、固定資産評価審査委員会及び公平委員会」に改めます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、提案理由につきまして説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 66 号、大空町情報公開条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 66 号、大空町情報公開条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 67 号

◇議 長 日程第 8、議案第 67 号、大空町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書 31 ページでございます。議案第 67 号、大空町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 3 年 9 月 9 日提出、大空町長、山下英二。

33 ページは改正条文でございます。

内容につきましては、参考資料にて説明させていただきますので、参考資料の 7 ページをお願いします。

大空町個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表です。この改正は、議案第 66 号と同様にオホーツク町村公平委員会の情報公開に関する規程が整備されることに伴い、本町の関係例規を改正するもの。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正を踏まえまして、引用条項等、所要の改正を行うものです。

具体的には、表の右側、条例第 2 条第 5 号中「及び固定資産評価審査委員会」を左側改正後で「、固定資産評価審査委員会及び公平委員会」に、第 22 条の 2 中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「番号法第 19 条第 7 号」を「番号法第 19 条第 8 号」に改めます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、提案理由につきまして説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 67 号、大空町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 67 号、大空町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 68 号

◇議 長 日程第 9、議案第 68 号、大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。松川総務課参事。

◇総務課参事 議案書 35 ページをお開き願います。議案第 68 号、大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 3 年 9 月 9 日提出、大空町長、山下英二。

議案書 37 ページ、38 ページは改正文となっておりまして、条例第 1 条及び第 2 条の全文改正を行うこととしています。

提案理由及び改正の説明につきましては、大空町議会定例会参考資料 9 ページ、10 ページによりご説明申し上げます。なお、参考資料 11 ページ及び 12 ページは新旧対照表となっています。

本案につきましては、平成 12 年 4 月 1 日に施行されました過疎地域自立促進特別措置法が令和 3 年 3 月末日をもって失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が同年 4 月 1 日に施行したことに伴う改正であります。

(1) 改正の概要ですが、新たな過疎法に基づき、対象となる業種における設備投資を促していくために、新法の改正内容を踏まえ、大空町の固定資産税の課税免除に関する条例を引き続き運用していくものです。

(2) 改正の内容ですが、第 1 条の改正につきましては、課税免除の根拠を地方税法第 6 条第 1 項から過疎法に基づく根拠に置きかえること。併せて、固定資産税の課税免除を適用させるために市町村過疎計画に産業振興促進事項を位置づけ、大空町全域を産業の促進を図る区域として指定しています。これに伴い、これまでの対象業種であった製造業、農林水産物等販売業、旅館業に、新たに情報サービス業等が追加されることとなったことから改正を行うものです。課税免除となる対象内容としては、これまでは新設及び増設のみが対象であったものが、設備の取得または製作若しくは建設で、建物等につきましては、増築、改築、修繕または模様替えのための工事による取得または建設をした場合にまで対象となるよう改正を行うものです。ただし、資本金額が 5,000 万円を超える規模の大きな法人については、従前どおり新設及び増設のみが対象となります。

10 ページをお開き願います。第 2 条の改正につきましては、取得価格の要件が緩和され、2,700 万円を超える取得価格から、資本金の規模に応じて 500 万円以上と要件が緩和されたことによる改正を行います。

併せて、改正前では平成３３年３月３１日までであった適用期間が、新たな法律により令和６年３月３１日まで延長となったことから、法に準じた改正を行うこととするものです。

中段の表につきましては、ただいまご説明いたしました改正内容を整理したものです。

（３）施行日は、公布の日から施行し、令和３年４月１日から適用するものです。

今回の改正によりまして、対象要件の緩和及び対象業種が追加となるなど、より多くの機会でご活用いただけることが期待されるところです。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第６８号、大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第６８号、大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。
ここで１０分間休憩します。

（休憩 午前１０時５３分）

（再開 午前１１時０３分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第１０ 議案第６９号

◇議 長 日程第１０、議案第６９号、令和３年度大空町一般会計補正予算（第７号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書39ページをご覧ください。議案第69号、令和3年度大空町一般会計補正予算（第7号）。

令和3年度大空町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,845万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ94億3,585万円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

一時借入金。第3条、一時借入金の借り入れの最高額に4,900万円を追加し、一時借入金の借り入れの最高額を16億8,900万円とする。令和3年9月9日提出、大空町長、山下英二。

41ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1款、町税に3,435万7,000円追加。10款、地方特例交付金から368万9,000円減額。11款、地方交付税に3億7,568万4,000円追加。13款、分担金及び負担金に204万6,000円追加。15款、国庫支出金に1,659万4,000円追加。16款、道支出金に1,617万4,000円追加。17款、財産収入に92万円追加。19款、繰入金から1億9,986万5,000円減額。21款、諸収入に1,891万4,000円追加。22款、町債から1,267万8,000円減額。歳入合計は2億4,845万7,000円を追加し、94億3,585万円とするものです。

42ページをお開き願います。歳出です。

2款、総務費に126万9,000円追加。3款、民生費に1,765万4,000円追加。4款、衛生費に910万1,000円追加。5款、労働費は財源の振り替えのみで補正額はございません。6款、農林水産業費に3,478万7,000円追加。7款、商工費に68万2,000円追加。8款、土木費に228万2,000円追加。9款、消防費に1億1,617万円追加。10款、教育費に4,930万2,000円追加。12款、職員給与費に1,721万円追加。43ページに移りまして、1番下、歳出合計は2億4,845万7,000円追加し、歳入合計と同額とするものです。

44ページをお開き願います。第2表、地方債補正。1、変更です。大空高等学校寄宿舎整備事業債は、限度額に4,900万円を追加し、6,340万円に変更しています。東藻琴幼稚園の園舎等の解体に係る事業費を増額することによるものです。臨時財政対策債は、限度額を6,167万8,000円減額し、1億9,407万2,000円に変更しています。地方交付税算定の結果、当初の見込みより減額となったものでございます。いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、

52、53ページをお開き願います。なお、今回の財源調整のため基金の繰り入れをやめるなど、財源振替のみで補正額のないものにつきましては、説明を省略させていただきますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

2款1項10目、住民活動費の12節、花壇整備業務委託料25万4,000円の追加は、降水量が極めて少ない状況に伴い、路地花壇への水撒き業務などが増えたことによるものです。

12目、交通安全対策費の7節、高齢者運転免許自主返納報奨金90万円の追加は、当初の見込み20件を上回る状況でありますことから、30件分を増額するものです。

14目、公平委員会費の1節、オホーツク町村公平委員会委員報酬11万5,000円の追加は、例規の改正など協議案件が増え、委員会開催回数が増えることによるものです。

3款1項1目、社会福祉総務費の27節、国民健康保険事業特別会計繰出金24万2,000円の追加は、国民健康保険事務処理システムに係るデータ利用料の増によるものです。

3目、障害者福祉費、22節、前年度障害者自立支援医療費国庫負担金返還金に17万9,000円から1番下の前年度地域生活支援事業費国庫補助金返還金16万3,000円まで総額1,432万3,000円の追加は、令和2年度事業費の確定、精算によります国、北海道への返還金です。

2項1目、児童福祉総務費、22節、子ども・子育て支援事業の前年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金5万2,000円、次の認定こども園運営事業、前年度施設型給付費国庫負担金返還金と、その下の道負担金返還金、合計123万1,000円。次の3目、保育所費、22節、東藻琴保育園管理運営費の前年度特例保育給付費国庫負担金返還金と道負担金返還金、合計14万1,000円。さらに54、55ページに移りまして、55ページの1行目でございます特例保育給付費負担金の前年度特例保育給付費国庫負担金返還金と道負担金返還金、合計56万5,000円の追加は、それぞれ令和2年度事業費の確定、精算によります国、北海道への返還金でございます。

4目、児童福祉施設費の14節、遊具設置工事110万円は、地域振興に係る寄附がございましたことから、東藻琴地区の児童遊園地に遊具を設置するものでございます。

4款1項1目、保健衛生総務費の18節、網走厚生病院脳神経外科医療体制整備事業負担金に508万1,000円の追加は、脳神経外科診療の維持にあたりまして、近隣の自治体と連携をし、運営費を負担するものであります。

2目、予防費の10節、消耗品費39万3,000円。11節、新聞折込料13万円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種の周知などにかかる費用について増額するものです。

3目、環境衛生費の27節、簡易水道事業特別会計繰出金438万9,000円の追加は、漏水事故、消費税の確定などによるものです。

次の個別排水処理事業特別会計繰出金から８９万２，０００円の減額は、前年度繰越金の計上などに伴うものでございます。

下段の６款１項３目、農業振興費の１２節、指定管理委託料２５万２，０００円の追加は、ひまわり温泉の営業再開に伴う誘客促進事業につきまして増額するものです。１８節、産地生産基盤パワーアップ事業補助金１，１６２万円の追加は、農作業用のドローン８台を導入するものです。

４目、畜産業費、１８節、家畜伝染病防疫対策協議会負担金３万４，０００円は、ワクチンの誤接種に係る検査、接種料を追加するものです。１０節、修繕料１９万８，０００円は、ひがしもこと乳酪館屋外トイレの修繕に要する費用を追加するものです。

５６、５７ページに移りまして、５７ページの１行目でございます。１８節の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金１，６０７万１，０００円の追加は、畜産、酪農の生産基盤を強化するため、東藻琴地区にバンカーサイロ２基を整備するものです。

７目、団体営諸土地改良費の１４節、畑地かんがい施設更新工事に６６０万円の追加は、給水設備などに不具合があり修繕が必要なため増額するものです。

２項１目、林業総務費、１８節、森林整備担い手対策推進事業負担金に１万２，０００円の追加は、林業労働者の育成、確保に向けた取り組みを支援するものでありますが、森林作業員１名が新たに林業会社に雇用されたことに伴う増です。

７款１項２目、観光費の１４節、温浴施設給水工事に６８万２，０００円の追加は、芝桜公園温浴施設におけるレジオネラ菌発生の対策といたしまして、水道水を活用する工事を行うものです。

８款４項１目、下水道費の２７節、下水道事業特別会計繰出金に２２８万２，０００円追加は、主に消費税額の確定に伴うものです。

９款１項３目、非常備消防費、１８節、網走地区消防組合女満別消防団費負担金３０万円の追加は、消防団の装備充実に係る寄附がございましたことから、トランシーバー８台を購入するものです。

５目、災害対策費、１８節、北海道市町村備荒資金組合納付金に１億１，５８７万円の追加は、災害など有事の際に備えて財源を確保するため、積み立てるものでございます。

１０款１項２目、事務局費の１１節、廃棄物処理手数料に３万円の追加は、東藻琴幼稚園の閉園に伴い処分する不要物品の処理料でございます。

５８、５９ページをお開き願います。４項４目、寄宿舍費の１４節、東藻琴幼稚園等解体工事に４，９００万円の追加は、大空高等学校寄宿舍の整備にあたりまして、園舎等を解体するものでございます。

７項１目、保健体育総務費の７節、スポーツ講習会等参加者報償費１９万２，０００円と、次の１０節、消耗品費８万円の追加は、コロナ禍を踏まえ、自己申告制のマラソン、ランフェスタの開催にかかる費用でございます。

１２款１項１目、職員給与費の３節、職員手当等１６６万６，０００円の減額は、１０月から認定こども園ひがしもことが開園することに伴いまして、

運営する大空町社会福祉協議会に職員を派遣することによる減額です。

4 節、共済費に 1, 0 1 9 万 8, 0 0 0 円の追加は、現在、町内 4 つの公益法人等に職員を派遣しておりますが、派遣先が負担する共済費につきまして、毎月の支出を年 2 回に変更しまして、事務負担の軽減を図るものでございます。それにより、町の負担が一時的に増えることによる増額であります。最終的には精算をし、派遣先から歳入で補填されるものでございます。

1 8 節、職員退職手当組合負担金に 8 6 7 万 8, 0 0 0 円の追加は、大空高等学校教員 1 1 人分の負担金を増額するものです。

続きまして、歳入の説明をしますので、4 8、4 9 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目 1 節、個人町民税の均等割額から 1 9 万 9, 0 0 0 円の減額は、納税義務者数の減によるもの。次の所得割額に 8 5 3 万 3, 0 0 0 円の追加は、主に農業所得が当初の見込みを上回ったことによるものです。

2 項 1 目 1 節、固定資産税の土地 1 4 万円減額は、主に評価替えによる賦課額の確定によるものです。家屋 4 0 6 万 5, 0 0 0 円の追加は、新型コロナウイルス感染症による中小事業者等の軽減申告が見込みより少なかったことによるものです。償却資産に 2, 1 9 9 万 7, 0 0 0 円の追加は、農業用機械、設備の新規取得などによる増額です。

3 項 1 目 1 節、軽自動車税の原動機付自転車 3 万 2, 0 0 0 円の減額は、登録台数の減。次の軽自動車等に 1 3 万 3, 0 0 0 円の追加は、税率の高い車両が当初の見込みより多かったことによるものです。

1 0 款 2 項 1 目 1 節、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金から 3 6 8 万 9, 0 0 0 円の減額は、中小事業者等の固定資産税の軽減が見込みより少なかったことによる減です。

1 1 款 1 項 1 目 1 節、普通交付税に 3 億 7, 5 6 8 万 4, 0 0 0 円の追加は、普通交付税の確定によるものですが、主に当初の見込みでは、国勢調査の人口減を踏まえまして算定をしておりましたが、結果、個別の単位費用、積算単価が上がるなどしたことが要因でございます。

1 3 款 1 項 1 目 1 節、農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金に 2 0 4 万 6, 0 0 0 円の追加は、畑地かんがい施設更新に係る受益者の分担金です。

1 5 款 2 項 3 目 1 節、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金 5 2 万 3, 0 0 0 円の追加は、ワクチン接種の周知などに係る国からの補助金です。

4 目 2 節、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金に 1, 6 0 7 万 1, 0 0 0 円の追加は、バンカーサイロ整備に係る国庫補助です。

1 6 款 2 項 4 目 1 節、産業生産基盤パワーアップ事業費補助金に 1, 1 6 2 万円の追加は、農作業用ドローンの導入に係る北海道補助です。農業水路等長寿命化防災減災事業補助金 4 5 5 万 4, 0 0 0 円は、畑地かんがい施設の更新に係る北海道からの補助金です。

1 7 款 2 項 1 目 2 節、土地売却収入に 9 2 万円の追加は、東藻琴地区教員住宅の土地と建物を売却したことによるものです。

5 0、5 1 ページをお開き願います。1 9 款 1 項 1 目 1 節、財政調整基金

繰入金から1,459万4,000円減額、2目1節、公共施設等整備基金繰入金から5,042万1,000円減額、3目1節、地域振興基金繰入金から5,136万6,000円減額、4目1節、地域福祉・医療基金繰入金から5,748万4,000円減額、5目1節、学校教育施設建設基金繰入金から1,705万6,000円減額、7目1節、子ども未来づくり教育基金繰入金から894万4,000円の減額は、それぞれ今回補正の財源調整によるものです。

21款4項11目1節、前年度介護保険事業勘定特別会計繰出金返還金721万円、前年度障害者自立支援医療費道負担金精算金5万6,000円の追加は、前年度事業費の確定によるものです。

次の共済組合等負担金1,153万3,000円の追加は、歳出で説明をさせていただきました法人等に派遣している町職員における共済費の派遣先負担分です。オホーツク町村公平委員会財政調整基金繰入金11万5,000円は、委員会開催案件が増えたことによる委員報酬増の財源とするものがあります。

22款の町債につきましては、第2表、地方債補正で説明したとおりですので、省略をさせていただきます。

以上、補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、三條議員。

◇三條委員 はい、2番。何点か教えていただきたいと思います。

53ページの交通安全対策費、30件分の追加だと思います。以前にも教えていただいたと思いますが、市街地区なのか農村地区なのか、ペーパードライバーの方がどのくらいいるのか、また、ずっと現役で運転していて、やめたのか。その辺を教えていただきたいと思います。それと対策のための報償費ですが、いつまで続けるつもりなのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

それから55ページの網走厚生病院脳神経外科医療体制整備事業負担金ということで、一度説明を受けてはいますが、町民の方もきっとビデオを見ておられると思うので、詳しく説明いただければと思います。

それから57ページの藻琴山温泉芝桜公園の温浴施設の給水工事ということで、68万2,000円が計上されておりますが、先ほど説明のあったレジオネラ菌の関係でということで、確か去年も工事をしていたような気がするんですが、去年と工法を変えてやることにしたのか、詳しく説明していただければと思います。

もう1点、59ページの大空高等学校の職員給与費の867万8,000円ということで、これは必要なものですからダメということではありませんが、当初、高等学校の運営費2億5,000万円云々という話で説明を受けておりましたが、その後、幾度かにわたってこういう形で補正がされているということで、今、どのような状況になっているのか。今、分らなければ

後日で結構ですけれども、必要なものだからこれはダメということではありませんが、町民の皆さんに明らかに、こういう形で経費もかかるけども、しっかりやっているということをPRすべきかなと思いますので、その辺、説明よろしくお願ひしたいと思います。

◇議 長 星加住民課長。

◇住民課長 三條議員からのご質問にお答えしたいと思います。

まず、高齢者運転免許自主返納の報償費に関するご質問ですが、まず一つのペーパードライバーか現役運転手かということの質問ですが、基本的にはペーパードライバーという形のものではなく、ほとんどが高齢者の現役世代の方になります。70代、80代、場合によっては60代という方もいらっしゃる時があるんですけども、大体は70歳以上の高齢者が返納されているのが現状でございます。

それから、この報償費の制度はいつまで続けるかということですが、要綱でいつまでという時限で定めておりますので、期限的にはございます。期限を切って、その間、報償費という形で免許返納に対する補助金を助成していくという形になります。すいません。年度についてはちょっと、この場で説明できなくて申し訳ございません。後ほど調べた上でご報告させていただきたいので、ご了解願ひたいと思います。

◇議 長 鈴木福祉課長。

◇福祉課長 議案書55ページの保健衛生諸負担金のうち、網走厚生病院脳神経外科医療体制整備事業負担金508万1,000円の補正について、詳しく説明をさせていただきたいと思います。

まず、こちらにつきましては、隣の網走市にもともとございました脳神経外科病院が手術や救急の受入れなどを行えないということになったことを受けまして、斜網地域の1市4町、網走市、斜里町、清里町、小清水町、そして本町大空町が1市4町で連携をしまして、網走厚生病院に脳神経外科の開設のお願いをしたところでございます。そのお願いにあたりましては、今申し上げました1市4町でもって開設費の一部負担ですとか、それから運営費の支援をするということ、それから厚生病院を運営しております北海道厚生連につきましては、脳神経外科の開設運営と収支均衡の努力を図るということ、加えまして、もう一者、札幌で病院運営等を行ってございます社会医療法人禎心会というところがございますけれども、そこからはお医者さんの派遣をいただくというような、そういった三者の協定を結んだ上で、この運営がスタートしているところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、1市4町につきましては開設費に加えて、運営費の負担をしていくというようなことでございまして、しかしながら、厚生連につきましては収支均衡の努力をしていくというふうな中で進めているところでございます。そういった中で、病院につきましては令和2年

1月に開設をしております、昨年度、令和2年度初めて1年間の運営がされたところでございます。

結果、収支の実績を先日報告いただいたところであります。収支の実績としましては、網走厚生病院の病院全体の決算のうち、脳神経外科分をいろいろ細かく算出をしながら計算をされているところでございまして、収支差額につきましては、令和2年度の実績でもって、6,737万9,000円マイナスということになってございます。

それに対しまして、その運営費の負担をするということで、先ほど来申し上げております1市4町で、協定とは別に覚書というものを締結しております、それぞれの救急の搬送実績ですとか、そういったものの負担割合が定められておりまして、その中では、大空町につきましては9.7%の負担をするということでございますので、6,737万9,000円のうちの9.7%、それから覚書の中では5,000万円を超過した場合だとか、そういった規定もございますけれども、そういったところを含め合せまして、負担額の合計が508万1,000円となったところでございます。

なお、厚生病院につきましては、令和2年度の収支が6,737万9,000円というふうに申し上げましたけれども、実は夏頃に令和2年度の収支の見通しというものを聞いていたところでございますが、その中では、おおむね7,000万円程度の赤字になるのではないかなというふうな見込みがあったところでございまして、それからいたしますと予想どおりといいたしましても、負担ありきということではなくて、冒頭の協定の中にもございまして、収支均衡の努力はしていただくということでございますので、そういった中で、1市4町の担当レベルでも経営状況などをよくチェックをしながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上でございます。

◇議 長 田中総合支所長。

◇総合支所長 3点目のご質問であります芝桜公園の温浴施設の関係について、ご説明させていただきたいと思っております。

芝桜公園の温浴施設につきましては、令和元年度の秋に一度レジオネラ菌が検出されまして、その後、予算補正させていただきまして薬剤洗浄等を実施いたしました。洗浄等実施した結果、検査した中では全くなかったという状況でございましたが、昨年、令和2年度につきましては、ご承知のとおり芝桜公園、コロナの関係で閉園したということで、温浴施設についても休業という扱いにしてございました。

本年度の開業に向けまして水質検査を再度実施いたしましたところ、再びレジオネラ菌が検出されたということで、これはやはり原因究明が必要だということで、源泉、それから井水の原水を含めた12カ所の水質検査を実施した結果、温浴施設の中に機械室がございしますが、そこに井水をためるタンクがありますが、井水は滅菌処理されていないものということで、タンクに

ため続けた結果、レジオネラ菌が増殖している可能性があるということが分かったところでございます。

それらのことを考えまして、井水の使用を中止いたしまして、滅菌処理されている水道水に切り替えて、今後、使っていきたいと、温浴施設を運営していきたいということで、水道水に切り替えるための工事費を今回補正させていただきたいということでございます。

以上です。

◇議 長 村山生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 三條議員からご質問をいただきました退職手当組合の補正予算の関係、当初の予算から変更があった部分について、ご答弁をさせていただきたいと思います。

当初予算の中で全体の高校に係る費用につきましては、常任委員会等でも説明させていただいた中で、全体事業とすれば2億5,000万円程度というお話をさせていただいたところです。そのうち人件費につきましては、1億1,000万というような形でお話をさせていただき、全体で一般財源ベース、町の持ち出しとして、おおむね1億2,000万程度の費用はかかるというような形でご説明をさせていただいたところです。

今回の退職手当の負担金867万8,000円の補正予算につきまして、大空高校の教員の数と併せて、概要を説明をさせていただきたいと思います。大空高校の教員に関しましては全部で今23名おりまして、そのうち定時制に属する教員が11名、全日制が12名という状況になっております。定時制の教員に関しましては、基本的に給与は北海道が負担するというような形になっておりまして、残りの全日制に属する12名の教員に関しては、高校を設置する大空町が負担するというようなことになっております。当初予算の先ほど申し上げた1億1,000万というような金額につきましては、この12名分の給与及び手当というような状況になってございます。

町が給与を負担する全日制の教員につきましては、独自採用をした校長を除きまして、もともと北海道教育委員会に採用された職員でございましたが、このような給与負担の仕組みから、大空高校の開校に合わせまして、身分を北海道教育委員会から大空町教育委員会に移すことになったものでございます。こうした身分を移した職員のことを割愛職員と、そのように呼んでおります。

大空高校の教員に関しましては、校長以外の教員について独自で採用しておらず、北海道教育委員会の人事をお願いをして教科、科目に応じて必要な人員を、この割愛職員として配置していただいている状況になってございます。こうした理由から大空高校に配属された割愛職員につきましては、本校における数年の勤務の後、異動によって別の道立高校に移ることが一般的であり、再び身分を北海道教育委員会に戻すことになります。こうしたルールや実態について、当時の推進室として識見がなかったことから、三笠市、剣淵町等を視察しまして、こういった仕組みについて、ルールなどにつ

いて確認をしたところ、一般的には市町村立高校でこういった職員が退職する事例がなく、北海道教育委員会に所属を戻して退職するというのが通例だと伺ってきたところです。そのため当初予算計上の際には、退職手当組合に関しては町が独自採用した校長の分は計上していましたが、本町で退職する見込みのない割愛職員に関しては予算計上をしていなかったと、そういった状況です。

しかしながら、大空高校が開校となり、退職手当組合の事務等を進めていく中で、国や地方公共団体から転入する職員に関しても退職手当組合に加入させることが必要だというような状況が分かったことから、負担金を納付するというので、今回補正予算を計上させていただいたところでございます。

本来であれば当初予算に計上すべきところでしたが、退職の見込みがないという実態を持って負担金を納付する必要がないと思い込み、当初予算に計上していなかったというような状況でございます。担当としましては、今回の補正額は決して少額ではないとの認識にあり、補正予算という限られた財源の中、すべて一般財源で賄うという状況を重く受けとめております。今後は、法令遵守による義務的費用として、そういった部分をしっかりと確認して行うべきと深く反省をしているところであります。この場をお借りしてお詫びするとともに、以後、このようなことがないように、しっかりと行っていきたいと思っています。

以上です。

◇議 長 暫時休憩します。

(休憩 午前 11 時 37 分)

(再開 午前 11 時 39 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇生涯学習課参事 先ほどご答弁を申し上げた中で、一部訂正をさせていただきたいと思います。

今回の補正予算で計上した部分がすべて一般財源の分になるということで、増えるというようにお話をさせていただきましたが、交付税措置をされている部分があるということで、そういったものである程度財源措置があると。ただ、もともと歳入につきましては、その分を見込んだ中でやっておりましたので、結果的には今回の金額が純増という形になります。

三條議員がおっしゃいましたとおり、当初見るべきところだったんですけれども、今回、そういったものが漏れていて、追加になって増えておりますが、経常的な経費につきましては今後、補正予算等で増えていく部分はないかとそのように思っておりますので、ある程度こういった金額を踏まえていくと先ほど申し上げたように、全体の金額、町の持ち出しとすれば、大体 1 億 3,000 万弱というような金額になろうかと思っております。

今後、こういったことがないように気をつけて、当初予算で全体の金額が見えるような形でしっかりとご説明をしていくように気をつけてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

◇議 長 星加住民課長。

◇住民課長 先ほどの高齢者運転免許自主返納の関係で、一部誤りがありましたので、改めて、私のほうから説明させていただきたいと思います。

まず、ペーパードライバーか現役世代かということですが、要領では75歳以上の者が対象となることになります。ペーパードライバーかどうかというのは微妙なところですが、基本的に高齢者の現役世代という形になるかというふうに思っておるところでございます。

それから市街地区、農村地区の割合ということのご質問だったかと思います。令和2年度から始まりまして、令和2年、令和3年のそれぞれの実績をご報告させていただきたいと思います。令和2年度につきましては、30件が実績となりまして、うち10件が農村地区でございます。残り20件が市街地区という状況でありまして、農村地区が33%という割合になります。令和3年度ですけれども、現在20件の実績となっております。うち6件が農村地区、30%という割合になります。残り14件が市街地区という形になっているところでございます。

この制度は、時限立法ということで令和7年3月31日までとなっております。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 2番。1点だけ再質問させていただきます。

藻琴山温泉の給水工事で、要は温泉水を使わないで、水道水を加熱して使うということでしょうか。教えてください。

◇議 長 田中総合支所長。

◇総合支所長 お答えいたします。井水というのは井戸水ですが、温泉水はそのまま使う形になるかと思いますが、井水のほうが滅菌処理されず給水タンクにためた段階でレジオネラ菌が増殖してるということが見込まれますので、井水のほうを止めて水道水に切り替えたいということで補正させていただいているものでございます。温泉水につきましては引き続き使うという形でございます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第69号、令和3年度大空町一般会計補正予算(第7号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第69号、令和3年度大空町一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第70号

◇議 長 日程第11、議案第70号、令和3年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書65ページでございます。議案第70号、令和3年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。

令和3年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億6,764万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和3年9月9日提出、大空町長、山下英二。

議案書67ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

4款、繰入金に100万4,000円を追加。歳入合計は100万4,000円を追加し、11億6,764万7,000円とするものです。

68ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費に24万2,000円を追加。7款、諸支出金に76万2,000円を追加。歳出合計は100万4,000円を追加し、歳入合計と同額にするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説明いたしますので、74ページ、75ページをお開き願います。

1款1項1目、一般管理費の13節、日本行政区画便覧データ利用料に24万2,000円の追加は、日本行政区画便覧データは、全国市町村の町名や字名を網羅しており、このデータを利用して保険証の発行事務などを行う

ことから、そのデータの利用率について、増額補正するものでございます。

7款1項2目、償還金の22節、前年度特定健康診査等負担金返還金に76万2,000円の追加は、前年度の特定健診受診者の実績人数が負担金申請時の予定人数より減少したことに伴い、実績額も減少したことから、すでに納入となつてございます負担金のうち、多く交付された負担金分を本年度において返還することとなったため、増額補正となるものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので、72ページ、73ページをお開き願います。

4款1項1目1節、一般会計繰入金に24万2,000円の追加は、歳出でご説明いたしました日本行政区画便覧データ利用料の支払いに充てるためのもので、国保事務に要する経費相当分につきまして、一般会計から繰り入れを行うものでございます。

4款2項1目1節、国民健康保険基金繰入金に76万2,000円の追加は、前年度において特定健康診査等負担金を多く歳入で受けていたため、基金から一部を取り崩し、返還金の支払いに充てるためのものでございます。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号、令和3年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第70号、令和3年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第71号

◇議 長 日程第12、議案第71号、令和3年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課長。

◇福祉課長 議案書 77 ページをお開きください。議案第 71 号、令和 3 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 3 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,931 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 6,586 万 4,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。令和 3 年 9 月 9 日提出、大空町長、山下英二。

79 ページをお開きください。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。

3 款、国庫支出金に 149 万 7,000 円を追加。5 款、道支出金に 44 万 3,000 円を追加。7 款、繰入金から 1,841 万 1,000 円を減額。8 款、繰越金に 5,579 万円を追加。歳入合計は 3,931 万 9,000 円追加し、8 億 6,586 万 4,000 円とするものです。

続いて、80 ページです。歳出です。

1 款、総務費に 126 万 5,000 円を追加。2 款、保険給付費に 10 万円を追加。4 款、基金積立金に 1,158 万 7,000 円を追加。5 款、諸支出金に 2,636 万 7,000 円を追加。歳出合計は 3,931 万 9,000 円追加し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出から説明しますので、86、87 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理費の 12 節、介護保険システム改修委託料に 126 万 5,000 円の追加は、一定以上の収入がある介護保険施設等入所者の方の食費などについて、収入に応じた負担額見直しを行うなど、介護保険制度の改正に伴いましてシステムの改修を行うものです。

2 款 4 項 2 目、高額介護予防サービス費の 18 節、高額介護予防サービス給付費に 10 万円の追加は、利用者負担額が一定の上限額を超えたときに払い戻しを行う介護給付費が、当初予算を上回る見込みであることから増額をするものです。

4 款 1 項 1 目、介護保険基金積立金の 24 節、介護保険基金積立金に 1,158 万 7,000 円の追加は、今回の補正予算の財源調整によるものです。

5 款 1 項 2 目、償還金の 22 節、償還金利子及び割引料に 2,636 万 7,000 円の追加のうち、前年度一般会計繰入金返還金から前年度地域支援事業支払基金交付金返還金までの 5 行につきましては、令和 2 年度における介護給付費の確定に伴いまして、国や北海道、社会保険診療報酬支払基金並びに一般会計に対し、それぞれ定められた負担割合で、交付された負担金等の超過分を返還するものです。

1 番下の行です。前年度低所得者保険料軽減負担金返還金に 7 万 1,000 円の追加は、令和 2 年度における低所得者保険料軽減に対する減収補填のうち、国及び北海道負担分の額の確定に伴い、超過分を返還するものです。

続いて、歳入の説明を申し上げますので、84、85 ページをお開きくだ

さい。

3款2項2目3節、過年度分地域支援事業交付金に86万5,000円の追加。1行飛ばしまして、5款2項1目3節、過年度分地域支援事業交付金に44万3,000円の追加は、認知症総合支援や生活支援などを行う地域支援事業費の補助対象経費確定に伴い、国及び北海道から追加交付されるものです。

戻りまして、3款2項5目1節、介護保険システム改修事業補助金に63万2,000円の追加は、歳出で説明しました制度改正に伴うシステム改修費の財源として、国から補助金が交付されるものです。

7款2項1目1節、介護保険基金繰入金から1,841万1,000円の減額は、今回の補正予算の財源調整によるものです。

8款1項1目1節、前年度繰越金に5,579万円の追加は、前年度の歳入歳出差引額を繰越金として予算化するものです。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第71号、令和3年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第71号、令和3年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第72号

◇議 長 日程第13、議案第72号、令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。山本建設課参事。

◇建設課参事 議案書89ページでございます。議案第72号、令和3年度大

空町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）。

令和３年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７１８万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億３，３６４万５，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。

地方債補正。第２条、地方債の変更は、第２表、地方債補正による。令和３年９月９日提出、大空町長、山下英二。

議案書９１ページをお開きください。第１表、歳入歳出予算補正。歳入です。

２款、繰入金に４３８万９，０００円を追加。５款、町債に２８０万円を追加。歳入合計は７１８万９，０００円を追加して、３億３，３６４万５，０００円とするものです。

続きまして、９２ページをお開きください。歳出です。

１款、総務費に７１７万１，０００円を追加。２款、公債費に１万８，０００円を追加。歳出合計は７１８万９，０００円を追加して、歳入合計と同額とするものです。

９３ページをご覧ください。第２表、地方債補正。１、変更です。

女満別本町地区簡易水道事業債は、限度額に２８０万円を追加し、２，５００万円としております。新たに水道の配管で使われている石綿管を確認した箇所があり、この箇所の管路布設替えを行うための財源として増額するものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を行います。歳出から行いますので、１００、１０１ページをお開きください。

１款１項１目、一般管理費、２６節、公課費の消費税及び地方消費税１１７万１，０００円は、令和２年度分の税額確定による追加であります。

２項１目、施設管理費、１０節、需用費の修繕料３００万円は、漏水事故などによってすでに大部分が執行されているため、今後事故などが発生した場合の対応として追加するものであります。

２目、建設改良費、１４節、工事請負費の水道管路整備工事３００万円は、石綿管が確認された管路の布設替えを行うため追加するものです。補正予算参考資料の１３ページに工事箇所を記載しております。

２款１項２目、利子、２２節、償還金利子及び割引料の地方債利子償還金１万８，０００円は、償還利子の確定による追加でございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。９８、９９ページをお開きください。

２款１項１目１節、一般会計繰入金に４３８万９，０００円の追加は、補正予算の財源とするものです。

５款１項１目１節、本町地区簡易水道事業債は、第２表、地方債補正で説明したとおりです。説明は省略させていただきます。

以上、補正予算の内容について説明いたしましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第72号、令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第72号、令和3年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。
ここで昼食のため休憩とします。再開は午後1時とします。

(休憩 午後 0時01分)

(再開 午後 1時00分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第14 議案第73号

◇議 長 日程第14、議案第73号、令和3年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。山本建設課参事。

◇建設課参事 議案書103ページでございます。議案第73号、令和3年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

令和3年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ228万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,080万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和3年9月9日提出、大空町長、山下英二。

議案書105ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

5款、繰入金に228万2,000円を追加して、歳入合計は3億9,080万9,000円とするものです。

続きまして、106ページをお開きください。歳出です。

1款、総務費に217万9,000円を追加。2款、公債費に10万3,000円を追加。歳出合計は228万2,000円を追加して、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を行います。歳出から行いますので112ページ、113ページをお開きください。

1款1項1目、一般管理費、7節、報償費、受益者負担金等一括納入奨励金は、下水道受益者負担金を一括で納入していただいた方にお支払いするものであります。当初予定していた以上に一括納入が見込まれるため、4,000円を追加するものであります。26節、消費税及び地方消費税217万5,000円は、令和2年度分の税額確定による追加であります。

2款1項2目、利子、22節、償還金利子及び割引料の地方債利子償還金10万3,000円は、償還利息の確定による追加でございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。110ページ、111ページをお開きください。

5款1項1目1節、一般会計繰入金に228万2,000円の追加は、補正予算の財源とするものです。

以上、補正予算の内容について説明いたしましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号、令和3年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第73号、令和3年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第74号

◇議 長 日程第15、議案第74号、令和3年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。山本建設課参事。

◇建設課参事 議案書115ページでございます。議案第74号、令和3年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,264万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和3年9月9日提出、大空町長、山下英二。

議案書117ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

2款、繰入金から89万2,000円を減額。3款、繰越金に92万9,000円を追加して、歳入合計は3,264万5,000円とするものです。

続きまして、118ページをお開きください。歳出です。

1款、総務費に3万7,000円を追加して、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を行います。歳出から行いますので、124ページ、125ページをお開きください。

1款1項1目、一般管理費、26節、公課費、消費税及び地方消費税3万7,000円は、令和2年度分の税額確定による追加でございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。122ページ、123ページをお開きください。

2款1項1目1節、一般会計繰入金から89万2,000円の減額は、補正予算の財源調整のため変更するものであります。

3款1項1目1節、前年度繰越金に92万9,000円の追加は、令和2年度からの繰越金が確定したことによるものです。

以上、補正予算の内容について説明いたしましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第74号、令和3年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第74号、令和3年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 認定第1号 から 日程第23 認定第8号

◇議 長 日程第16、認定第1号、令和2年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第23、認定第8号、令和2年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件を一括議題とします。
本件について、日程の順序により、順次提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書127ページをご覧ください。説明にあたりましては、令和2年度大空町各会計歳入歳出決算書も使用しますので、ご用意いただきたいと思います。

認定第1号、令和2年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度大空町一般会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和3年9月9日提出、大空町長、山下英二。

令和2年度大空町各会計歳入歳出決算書の10ページをお開き願います。

実質収支に関する調書の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

実質収支に関する調書。

- 1、歳入総額、114億415万9,000円。
- 2、歳出総額、112億826万4,000円。
- 3、歳入歳出差引額、1億9,589万5,000円。
- 4、翌年度へ繰越すべき財源、(2)繰越明許費繰越額、1,073万5,000円。
- 5、実質収支額、1億8,516万円です。

次に、議案書の129ページをお開き願います。

認定第2号、令和2年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認

定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和3年9月9日提出、大空町長、山下英二。

決算書の110ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額、11億3,538万6,000円。

2、歳出総額、11億2,561万9,000円。

3、歳入歳出差引額、976万7,000円。

5、実質収支額、976万7,000円です。

次に、議案書の131ページをお開き願います。

認定第3号、令和2年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和3年9月9日提出、大空町長、山下英二。

決算書の132ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額、1億2,022万8,000円。

2、歳出総額、1億2,020万円。

3、歳入歳出差引額、2万8,000円。

5、実質収支額、2万8,000円です。

次に、議案書の133ページをお開き願います。

認定第4号、令和2年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和3年9月9日提出、大空町長、山下英二。

決算書146ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額、7億5,341万8,000円。

2、歳出総額、6億9,762万7,000円。

3、歳入歳出差引額、5,579万1,000円。

5、実質収支額、5,579万1,000円です。

次に、議案書135ページでございます。

認定第5号、令和2年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和3年9月9日提出、大空町長、山下英二。

決算書の174ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

- 1、歳入総額、6 1 1 万 5, 0 0 0 円。
- 2、歳出総額、5 5 6 万 5, 0 0 0 円。
- 3、歳入歳出差引額、5 5 万円。
- 5、実質収支額、5 5 万円です。

次に、議案書 1 3 7 ページをお開き願います。

認定第 6 号、令和 2 年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 2 年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和 3 年 9 月 9 日提出、大空町長、山下英二。

決算書の 1 8 8 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

- 1、歳入総額、2 億 6, 0 5 6 万 5, 0 0 0 円。
- 2、歳出総額、2 億 5, 2 2 5 万 3, 0 0 0 円。
- 3、歳入歳出差引額、8 3 1 万 2, 0 0 0 円。
- 5、実質収支額、8 3 1 万 2, 0 0 0 円です。

次に、議案書の 1 3 9 ページをお開き願います。

認定第 7 号、令和 2 年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 2 年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和 3 年 9 月 9 日提出、大空町長、山下英二。

決算書の 2 0 4 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

- 1、歳入総額、3 億 6, 5 6 6 万 3, 0 0 0 円。
- 2、歳出総額、3 億 5, 2 5 3 万 7, 0 0 0 円。
- 3、歳入歳出差引額、1, 3 1 2 万 6, 0 0 0 円。
- 4、翌年度へ繰越すべき財源、(2) 繰越明許費繰越額、9 万 9, 0 0 0 円。
- 5、実質収支額、1, 3 0 2 万 7, 0 0 0 円です。

次に、議案書 1 4 1 ページをお開き願います。

認定第 8 号、令和 2 年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 2 年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和 3 年 9 月 9 日提出、大空町長、山下英二。

決算書の 2 2 0 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

- 1、歳入総額、3, 1 1 8 万 9, 0 0 0 円。
- 2、歳出総額、3, 0 2 5 万 9, 0 0 0 円。
- 3、歳入歳出差引額、9 3 万円。
- 5、実質収支額、9 3 万円でございます。

以上、提案理由についてご説明申し上げました。ご審議くださいますよう
よろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。本件については、議長及び議会選出監査委員を除
く 10 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉
会中の継続審査とすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、本件については、議長及び議
会選出監査委員を除く 10 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、
これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。
暫時休憩します。

（休憩 午後 1 時 19 分）

（再開 午後 1 時 20 分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任
については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、お手元に配りました
名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は、
お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行っ
てください。再開はブザーをもってお知らせします。

（休憩 午後 1 時 21 分）

（再開 午後 1 時 34 分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。休憩中に、先ほど設置されました決算審
査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報
告が議長の手元にまいりましたので報告します。

決算審査特別委員会委員長に沢出好雄議員、副委員長に原本哲己議員。以
上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第24 議案第75号

◇議 長 日程第24、議案第75号、令和3年度大空町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 追加議案書の1ページをお開き願います。議案第75号、令和3年度大空町一般会計補正予算（第8号）。

令和3年度大空町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ543万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ94億4,128万円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和3年9月10日提出、大空町長、山下英二。

3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

15款、国庫支出金に443万円を追加。19款、繰入金に100万円を追加。歳入合計は543万円を追加し、94億4,128万円とするものです。

4ページをお開き願います。歳出です。

7款、商工費に443万円追加。10款、教育費に100万円追加。歳出合計は543万円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、10、11ページをお開き願います。

7款1項1目、商工業振興費の18節、大空町飲食店緊急支援事業補助金に392万円の追加は、新型コロナウイルス感染症により経営に大きな影響を受けている飲食店に対しまして、1店舗につき10万円を支援するものです。次の大空町宿泊事業者緊急支援事業補助金に51万円の追加は、同様に宿泊者の減少で深刻な経営状況にある町内の宿泊事業者に対しまして、予約件数に応じて5万円から10万円を支援するものです。

10款6項4目、図書館費の10節、図書館管理費消耗品に100万円の追加は、図書館への図書購入に係る寄附がございましたことから増額するものです。

続きまして、歳入の説明をしますので、8、9ページをお開き願います。

15款6項1目1節、地方創生臨時交付金443万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策に係る国からの交付金です。

19款1項1目1節、財政調整基金繰入金100万円の追加は、今回の財源調整のために繰り入れるものです。

以上、補正予算の内容につきましてご説明申し上げました。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第75号、令和3年度大空町一般会計補正予算（第8号）を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第75号、令和3年度大空町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 発議第8号

- ◇議 長 日程第25、発議第8号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める要望意見書を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。6番、沢出好雄議員。

- ◇沢出議員 はい、6番。発議第8号。コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。令和3年9月10日提出、大空町議会議員、沢出、上地、松田、品田、三條の各議員です。

3ページでございます。この要望の内容であります。新型コロナウイルスの感染拡大で地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面し、地方税財源の充実が不可欠です。

よって、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項の実現を要望します。

記、1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第8号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第8号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 発議第9号

◇議 長 日程第26、発議第9号。安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。6番、沢出好雄議員。

◇沢出議員 はい、6番。議会側議案の5ページをお開きください。発議第9号。安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。令和3年9月10日提出、大空町議会議員、沢出、上地、松

田、品田、三條の各議員でございます。

7 ページでございます。この要綱の内容であります。新型コロナウイルスのパンデミックは経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすとともに、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がり、感染症病床や集中治療室の大幅な不足、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などが明らかになりました。

国民の生命と健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に、経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題であり、下記事項の実現を要望します。

記、1、今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。

2、公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。

3、安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。

4、保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。

5、社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第9号、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第9号、安全・安心の医

療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 7 発議第 1 0 号

◇議 長 日程第 2 7、発議第 1 0 号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。5 番、原本哲己議員。

◇原本議員 はい、5 番。議会側議案の 9 ページをお開きください。発議第 1 0 号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第 1 4 条の規定により、別紙のとおり提出する。令和 3 年 9 月 1 0 日提出、提案者は、大空町議会議員、原本、田中、深川、松岡、齋藤、後藤の各議員であります。

1 1 ページでございます。新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は大きな打撃を受けている。また、近年、自然災害が激甚化・頻発化する傾向にあります。今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組を加速することが必要であり、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要です。

よって、次の事項について特段の措置を要望します。

記、1、国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

2、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。

3、「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の 5 か年対策プログラム」に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること。

4、新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定 2 車線区間の 4 車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、都市公園、下水道、公営住宅など公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

7、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

8、日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。

9、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

10、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第10号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第10号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 発議第11号

◇議 長 日程第28、発議第11号、コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。5番、原本哲己議員。

◇**原本議員** はい、5番。議会側議案の15ページをお開きください。発議第11号。コロナ下における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。令和3年9月10日提出。提案者は、大空町議会議員、原本、田中、深川、松岡、齋藤、後藤の各議員であります。

17ページでございます。新型コロナウイルスの影響で、観光・インバウンド需要などの落ち込みや人流の抑制によって中食・外食産業の低迷が依然として続いており、農業においても、価格回復と需要喚起対策の強化が不可欠です。また、7月から8月上旬にかけて記録的な高温・少雨の気候が続き、農作物全般に被害が及び、酪農・畜産においても影響が危惧されています。

よって、次年度に向けて営農継続が図られるよう、次の事項について要望します。

記、1、コロナ禍における、農畜産物の消費拡大対策等の強化について。

新型コロナウイルスの危機的な感染拡大により「緊急事態宣言」が21都道府県に拡大され、北海道でも3度目の「緊急事態宣言」の発令となったことから、一刻も早くコロナ禍を収束させる効果的な対策と、農畜産物の価格回復や消費拡大対策を強化すること。

併せて、コロナ禍の影響で2020年度の食料自給率が過去最低の37%となったことから、食料安全保障の観点に立って国の責務のもと、十分な予算の確保と国産農畜産物の実効性ある安定供給対策を講ずること。

2、高温・干ばつによる農作物の被害対策について。

(1) 営農継続に向けた経営安定対策の強化。

高温・干ばつの影響で農産物の大幅な収量減少が見込まれていることから、損害認定を迅速に行い、農業共済金の早期支払などの対応を図ること。

また、野菜を含む畑作物については、廃棄や品質低下が顕著なことから、次年度の営農継続が図られるよう無利子・無担保の資金融通、無利子資金への借り換えなど金融対策を最大限に講ずること。

(2) 次年度以降の種子馬鈴しょの確保。

種子圃場においても高温・干ばつによる収量減少が懸念され、次年度以降の種子馬鈴しょについては、恒常的な種子不足に拍車をかける恐れがあり、安定的な生産体制が図られる種子の確保対策を講ずること。

(3) 酪農・畜産経営の安定に向けた対策の強化。

高温・干ばつで牧草やデントコーンなどの収量減少や品質低下が見込まれ、酪農では生乳生産量の減少や乳質低下、畜産では栄養価の少ない粗飼料による発育への影響が今後危惧されることから、酪農・畜産経営の安定に向け、代替飼料の確保及び価格差補填等の対策を講ずること。

(4) 灌漑システムの整備、散水・灌水資材などへの支援。

記録的な高温・干ばつが続いたことから、被害農家からは畑地への灌漑対策を求める声が高まっており、灌漑システムの整備を図るとともに、高額なリールマシンなどの散水機や灌水資材等への助成など万全な支援策を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。
提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣宛てでございます。
以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第 11 号、コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第 11 号、コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 29 報告第 10 号

◇議 長 日程第 29、報告第 10 号、専決処分の報告についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり専決処分の報告がありましたので、本件について説明を求めます。中村産業課参事。

◇産業課参事 議会側議案書 21 ページでございます。

専決処分第 6 号。専決処分書。町有車両に起因して発生した物損事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。令和 3 年 9 月 7 日、大空町長、山下英二。

記、1、和解内容。別紙でございますが、後ほど説明させていただきます。

2、損害賠償の額。3 万 4, 155 円。

3、和解の相手方。網走市南 4 条 3 丁目 8、日本郵便株式会社網走郵便局、局長、寺岡重樹。

23 ページになります。

和解内容。

1、事故の原因。

(1) 事故発生日時。令和3年7月8日、午後0時30分頃。

(2) 事故車両。北見400す362 (小型貨物自動車)。

(3) 事故発生場所。網走郡大空町東藻琴344番地、セイコーマートさとみ店駐車場内。

(4) 事故車両の運転者。水野正樹。大空町との関係。事務吏員。

(5) 事故の相手方。網走市南4条東3丁目8、日本郵便株式会社網走郵便局、局長、寺岡重樹。

(6) 事故の概要。東藻琴にあるカラス捕獲用箱ワナの修繕に向かう際に、立ち寄った店舗の駐車場で公用車の右後部を郵便ポストに接触させ、破損を与えた。

2、和解の条件。

(1) 事故の第1当事者(甲)。大空町長、山下英二。

(2) 事故の第1当事者(乙)。網走市南4条東3丁目8、日本郵便株式会社網走郵便局、局長、寺岡重樹。

(3) 過失割合。甲100%、乙0%。

(4) 損害賠償の額。3万4,155円。

(5) 支払期限。甲は、乙に対して、本件物損事故による損害賠償額として金3万4,155円を令和3年9月30日までに支払うものとする。

(6) 異議の申立て。示談書(承諾書)締結後は、甲・乙間において今後本件に関しては異議申立てをしないことを約束する。

事故につきましては、公用車を店舗の駐車場にとめる際に後方確認を怠ったため、郵便ポストに接触し、破損させたものでございます。なお、職員に怪我等はありませんでした。この事件を踏まえ、公用車の安全運転に努めるよう指導を行ったところでございます。

以上、専決処分の内容につきまして、ご報告いたします。

◇議 長 これで専決処分の報告については終わります。

◎日程第30 報告第11号

◇議 長 日程第30、報告第11号、令和2年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告についてを議題とします。

教育委員会教育長から、令和2年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議会側議案書25ページ、報告第11号でございます。

令和2年度大空町教育委員会活動状況に関する点検・評価報告につきまして、ご報告を申し上げます。

資料につきましては、別冊の令和2年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書をご覧ください。

教育委員会の活動状況につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関

する法律第26条第1項に教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定されております。

このことから、大空町教育委員会では、令和2年度の教育委員会所管の事務について、みずから点検・評価を行ったところでございます。去る8月26日に開催された教育委員会会議に提出し、議決されたことから、町議会議長宛てに提出し、議会に報告するものでございます。

報告書1ページからの第1部としては、教育委員会の活動状況を掲載しております。1ページには、教育長及び教育委員名簿。2ページから7ページには、教育委員会会議及び教育委員会協議会の開催状況。8ページから10ページには、教育委員会関連の条例規則等の制定状況、主な計画等の策定状況。11ページには、教育委員会委員の主な活動状況。12ページには、教育関係機関等の活動状況。13ページから19ページには、学校に対する指導・助言・指示等の状況。20ページには、町民に対する情報提供について掲載しております。また、21ページから24ページには、令和2年度教育関係予算の最終予算の状況、及び主な事業に関する最終予算を掲載しております。

25ページからの第2部といたしましては、学校教育活動に係る反省・評価を掲載しております。第2次大空町教育推進計画の実現を目指すための計画内容を具体的に盛り込んだものとして、計画の基本目標、施策の項目の数字を記載し、その関わりを示しております。大空町教育推進方針は4つの基本目標について記載しており、括弧で示しております数字につきましては、5段階評価により町立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校が実施いたしましたそれぞれの評価点の平均点を掲載しております。

33ページからの第3部といたしましては、社会教育活動に係る反省・評価を掲載しております。1つ目といたしまして、令和2年度大空町教育推進方針に係る反省評価でございますが、学校教育と同様、社会教育に係る部分における5つの基本目標ごとに、5段階評価により各担当から出されました評価点を記載しております。

38ページからは、2つ目といたしまして、令和2年度社会教育推進計画に係る反省・評価を掲載しております。社会教育事業を7つに分類し、評価を行ったところでございます。

以上、報告の概要を説明申し上げ、令和2年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告とさせていただきます。

◇議 長 これでは令和2年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告については終わります。

◎日程第31 報告第12号

◇議 長 日程第31、報告第12号、令和2年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり、令和２年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見を付して提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議会側議案書の２７ページをご覧ください。報告第１２号、令和２年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の４つの指標を健全化の判断比率としまして、また、公営企業の資金の状況を示す指標を資金不足比率として、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表するものでございます。

２９ページは、８月３１日付け町長から議長への報告文書でございます。

３１ページをお開き願います。健全化判断比率についてご説明いたします。表の上段が比率の名称、下段が大空町の令和２年度決算に基づく比率、その下の括弧書きの数値は、早期健全化の基準となる数値であります。

左から実質赤字比率につきましては、一般会計の収支が対象となり、赤字額が地方公共団体の標準的な収入額である標準財政規模に占める割合を表わすもので、赤字の場合のみ算定されます。本町は黒字のため表示されておられません。早期健全化判断の基準につきましては、１４．９５％となっております。

次に、連結実質赤字比率につきましては、全会計を対象とした実質赤字額、または資金不足額が標準財政規模に占める割合で赤字の場合のみ算定されますが、各会計とも黒字のため表示されておられません。早期健全化の判断基準は１９．９５％となっております。

実質公債費比率につきましては、一般会計が負担する地方債元利償還金や公営企業の地方債元利償還金に充てるための繰出金などで標準財政規模に占める割合を示すものでありますが、３カ年の平均で算定されております。平成３０年度から令和２年度までの３カ年平均で１０．５％と前年度から０．１ポイント増加しておりますが、広域穀類乾燥調整貯蔵施設の償還が令和２年度から始まったことが主な要因です。早期健全化の判断基準は２５％となっております。

将来負担比率につきましては、一般会計の地方債残高や債務負担行為による歳出予定額など、将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合を示すものです。基金など充当可能な財源が将来負担額を上回ってため数値が表示されておられません。早期健全化判断基準は３５０％となっております。

３３ページをお開き願います。資金不足比率につきましては、企業会計ごとの資金不足額が事業規模に占める割合を表わすもので、一般会計での赤字を意味するものでございます。本町で対象となる会計は、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、個別排水処理事業特別会計の３会計となり、いずれの会計も資金不足を生じていないことから、算定されておられません。なお、経営健全化の基準は２０％であります。

35ページと37ページにつきましては、監査委員からの意見書でございます。

以上、令和2年度決算に基づく大空町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

◇議 長 次に、監査委員による令和2年度財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の説明を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第12号令和2年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を、さらに同法第23条第1項の規定により、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類をそれぞれ審査いたしましたので、ご報告申し上げます。

財政健全化の審査及び経営健全化の審査は8月18日、松岡監査委員とともに実施したところであります。財政健全化の審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施いたしました。その結果、お手元に配付された資料に記載のとおり、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。令和2年度の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準と比較すると、これを下回っており、特に指摘すべき事項はありません。

次に、経営健全化の審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施しました。その結果、お手元に配付された資料に記載のとおり、審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。令和2年度の資金不足比率は、各会計とも資金不足を生じておらず、経営健全化基準の20.0%と比較すると、いずれも下回っており、特に指摘すべき事項はありません。

以上、令和2年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について、審査結果の報告とさせていただきます。

◇議 長 これで、令和2年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率については終わります。

◎日程第32 報告第13号

◇議 長 日程第32、報告第13号、例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の説明を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第13号、例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告を申し上げます。

検査の対象となった月は令和3年5月分から令和3年7月分までであります。

検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、5月分につきましては6月21日、6月分につきましては7月16日、7月分につきましては8月18日に松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。

また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。山下町長。

◇町 長 令和3年第3回大空町議会定例会の閉会にあたりましてお礼とご挨拶を申し上げたいと存じます。

本日、追加で提案をいたしました飲食店や宿泊施設に対します緊急支援などについても、ご理解をいただいたことに心からお礼を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。

8月の27日から9月の12日までということで、北海道、私どもの地域にあっても、緊急事態宣言の範囲となって、それぞれ町民の皆さん方にもさまざまな制約の中、ご協力をいただいてまいりました。この12日で終了できるかともそのようにも思っておりましたけれども、昨日、国の発表により、9月13日から9月30日まで、さらに延長がされるということとなりました。正直余り驚きはなかったところでもありますし、諸般の事情、諸々の状況を思いますと、致し方ないなと、そのように理解をしているところでもございます。

ただ、北海道においては、札幌市のような大都市と私どものような片田舎といろいろなところがございます。そのため、特別措置地域と一般の地域に分けて対策を講じてきたわけでもありますけれども、ひょっとして、一般の私たちの地域、そこに都市部とはまた違った濃淡をつけた対策というものが現れるのではないかと、そのように若干期待をしていた部分もございます。本日、北海道において本部会議が開かれ、正式に決定するということでありましたけれども、昨日、知事の会見で、その概要というものが示されたところであります。私ども、一般地域の対策として、酒類の提供をする飲食店、今までは19時までであったものが、19時半までの30分間延長されるという

内容でありました。私の率直な感想は、「なんじゃそりゃあ」と、それが思わずテレビを見ていた私の第一声でございました。普段あまり北海道の対策本部に対して、その対策の内容について各市町村に意見を求められますけれども、私どもの地域のことだけを言っても仕方がないなという思いもありまして、あまり意見を述べてこなかったのが実情であります。しかし、今回の30分。一体そこにどんな意味があるのか、どんな効果を期待しているのか、そこはしっかりと道民の皆さんに説明をしていただきたいと、担当を通じて、今日はそういった意見を北海道に出したところでございます。

一方、国では、ワクチンパスポートといいましょうか、ワクチンを2回接種された方々、さらには陰性の証明ができる方々、そういった方々の行動制限などを緩和して、人や物の物流、人流そういったものを取り戻していく。それらを活用して、地域の経済、国の経済を立て直していこう、そういう流れといいましょうか、方向性が段々と出てまいっております。ただ、企業の方々はすでにそういった取り組みをもうされている。そういう報道も多数聞いているところであります。

私どもも、9月いっぱい、この緊急事態宣言の対策期間ということでもありますので、そこはなかなか動き切るといことはできないかと思っておりますけれども、この期間にそういった国の方向をしっかりと見極めて、次の一手というものを考えておかなければならないと。こういった形であれば、2回接種をされた方、若しくは陰性証明がされた方々の行動規範などを緩和していくことができるのか。それを私どもの町の経済にどのように結びつけていくことができるのか。飲食や宿泊業の方々はもちろん、さらに困窮されている交通事業者や空港関連の業種の方々もいます。そういった方々に対しての次の一手、てこ入れというものをこの期間に考えておかなければいけないものだと思改めて感じたところでございます。

この定例会においては、提案に至るまでにはなっておりませんが、随時、庁内において協議をいたし、今後議会にもお諮りをしてまいりたいと考えているところでございます。国の対策に遅れることなく、そういった対策を事前に準備をしておくということも大切なことだと思改めて感じたところでございます。追ってのご協議にあたっては、またご理解やご協力いただきますように、この機会に併せてお願いを申し上げ、この議会でのお礼に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

◇議 長 以上で令和3年第3回大空町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(閉会 午後 2時27分)